国際シンポジウム
「DV にさらされる子どもたち The Batterer as Parent
～ドメスティック・バイオレンスが家族関係に及ぼす影響～」

1. 開催趣旨

これまで、ドメスティック・バイオレンス（DV）と児童虐待は、個別の問題としてとらえられてきたが、支援の現場からの声や研究により、両者は複雑に交差し合っていることが分かってきた。DV がある家庭で育つ子どもたちが受ける影響は、暴力を受けたり、暴力場面を目撃したりすることだけにとどまらない。

本シンポジウムでは、この分野で長い研究実績をもつ原著者をアメリカより招き、加害者が参加を義務づけられた更正プログラムなどの先進事例を紹介しながら、加害男性の実態や加害男性が家族の人間関係のあり方全般に及ぼす影響とその対応などについて話し合った。

一般市民の参加はもとより、DV や児童虐待の被害者を支援する関係機関、当事者、児童福祉関係者、司法や医療の専門家、カウンセラーやソーシャルワーカーなどとともに、この問題を掘り下げて考えた。

また、本シンポジウムには「ジェンダー主流化政策のための行政官セミナー」に参加するため来北していた 11 カ国 13 名の JICA 研修員が特別参加し、市民と共に活発な意見交換を行った。

2. 開催日：2004 年 7 月 13 日(火)

3. 開催時間：13:30～16:30

1) 第一部　基調講演

a) 主催者挨拶　13:30～13:35

b) 基調講演　13:35～14:30　（敬称略）

Lundy Bancroft（ランディ・バンクロフト）

Jay G Silverman（ジェイ・G・シルバーマン）

c) 休憩　14:30～14:40

2) 第二部　シンポジウム 14:40～16:30

（敬称略）

a) 戒能 民江　14：40～14：55

DV をめぐる日本の状況、DV 法の趣旨や改正の経過及び残された課題などにについて、基調講演を受けて話した。

b) 質疑応答　14:55～16:15

JICA研修員から事前（シンポジウム前）に寄せられた質問のいくつかに応え、テーマを掘り下げ、また議論の幅を広げた。

アメリカや日本、さらにはJICA研修参加国などの状況を踏まえて、 会場と、またパネリスト間で議論した。

c) パネリストのコメント 16：15～16：27

シンポジウムのまとめとして、各パネリストよりコメントを頂いた。

d) コーディネーターの講評と挨拶 16：27～16：30

パネリスト：

○ Lundy Bancroft（ランディ・バンクロフト）

加害者カウンセリング専門家、臨床スーパーバイザー。DV がある家庭に育った10代の男児のためのグループ治療を行なっているほか、親権評定者、児童虐待調査官としても精力的に活動している。著書に”Why Does He Do That?: Inside the Minds of Angry and Controlling Men”など。米国マサチューセッツ州在住。

○ Jay G Silverman（ジェイ・G・シルバーマン）

ハーバード大学公衆衛生学部助教授、同大学公衆衛生臨床学科暴力防止プログラム・ディレクター。発達心理学が専門。臨床家として加害者カウンセリングに携わるほか、研究者としての業績多数。米国マサチューセッツ州在住。

○ 戒能 民江　お茶の水女子大学生活科学部長、同教授

法女性学・家族法専攻。研究課題は婚姻法及び女性に対する暴力と法。内閣府男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会委員。「ドメスティック・バイオレンス」「ジェンダー法」（共著）など著書多数。

コーディネーター:

○ 篠崎　正美　熊本学園大学教授/アジア女性交流･研究フォーラム主席研究員

特別参加: JICA 研修員「第3回 ジェンダー主流化政策のための行政官セミナー」

国	氏 名	所 属
アフガニスタン	Mr. RAJAB　Mohammad　Amin	女性省 管理部長
バングラデシュ	Ms PERVIN　Kawser	女性･児童省 地方女性部 地方女性担当官
ブルキナ･ファソ	Ms VOKOUMA / BOUSSA Karimatou Jocelyne	女性省 事務局長
カンボジア	Ms CHHAY　Im	国家女性評議会 管理･財務主幹
チェコ	Ms KUCEROVA　Zdenka	社会労働省 人間開発部 業務プログラム担当官
インドネシア	Ms PURWIANTI Ciput　Eka	女性エンパワーメント省 計画･国際協力局データ管理 部門システム保守課長
メキシコ	Ms CARRENO RAMOS　Aida	国家女性機構 国際部 担当次官
ナミビア	Ms　Yrika　Vanessa　Miazia　MANLUCO	総理府人間開発部 主任研修担当官
ネパール	Mr. LAMSAL　Bishnu　Prasad	総務省 次官
フィリピン	Ms PICCIO　Joy　Elena　Camacho	議会下院 女性委員会立法担当監査官 II
フィリピン	Ms AGUILAR　Maricel　Climacosa	女性の役割委員会(NCRFW) 第二計画官
東ティモール	Ms BELO Maria Filomena Bobo Martins	総務府 機会均等振興事務所 GFP 地方担当調整官
カンボジア (特別参加)	Mr. TIV　Sochindoeun	女性省 PGM JICA プロジェクト専門官

4. 開催場所：北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”5階大セミナールーム

5. その他：本シンポジウムは、「DV にさらされる子どもたち」の翻訳出版を記念し、原著者を招いたキャラバン講演会の一環であり、2004 年 7 月 10 日(土)～13 日(火)横浜市、二本松市、仙台市、北九州市にて開催されたものです。

また、この会議録は、「Japan　Society」（日米協会）の協賛で作成しました。

司会：　只今より、シンポジウム「DV にさらされる子どもたち」を開催いたします。

初めに、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム理事長の三隅佳子が皆様にご挨拶を申し上げます。

三隅：　（財）アジア女性交流・研究フォーラムの三隅です。今年の夏は大変暑いですね。そのなかで、本日は関係者の方だけではなく、DV に関心を持ちの方、女性の人権、もしくは人間の人権として DV を捉えていらっしゃる方々がこのようにたくさんご参加いただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

実は、７月はムーブフェスタの期間中で、催し物が重なっていて、このシンポジュウムにご参加いただけるかと心配をしていました。お見受けすると、北九州市内だけではなく、鹿児島、熊本、また近郊からも来ていただいているように思われます。

お気づきかと思いますが、会場前で本を販売しています。また、チラシをおいています。これは仙台市、福島県、横浜市、北九州市の男女共同参画センターを管理・運営している財団が一緒になって、本日お見えいただいたバンクロフトさんとシルバーマンさんがお書きになった「The Batterer as Parent」、邦題にすると「DV にさらされる子どもたち」、もう少し正確にいうと「DV の加害者にさらされる子どもたち」というタイトルで出版した本とチラシです。

この本は２００２年に日米女性指導者交流プロジェクトがワシントン DC を訪れたときに、DV の関係者の方から、「非常に良い本だから、ぜひ読むように」と推薦されて原書を一冊いただいたのですが、英語なので是非日本語にしたいということで日本語に翻訳し出版したものです。この本は聞くところによると、北米で今年の人文学大賞を受けたということだそうです。私達は良い本にめぐり会ったことになります。

この出版に至った経緯を少しご説明申し上げますと、２０００年、２００１年、２００２年の３年間、アメリカ、ニューヨーク市の国連のすぐ近くにある

「Japan　Society」（日米協会）が、日米の女性指導者の交流３年間のプロジェクトを立ち上げました。テーマはこの３年間を通して、DV と高齢者です。１年目はアメリカから、アメリカの州議会や、市議会の議員、研究者の方を日本に派遣され、日本で約２週間研修をしました。視察、交流の勉強会を横浜と北九州で行いました。２年目はやはりアメリカから別の研究者や議員たちを日本にお招きして、仙台と福島で研修をしました。2 年間で日本の北から南の４つのセンターを拠点に、様々な施設で研修会を行なったのです。３年目に福島、横浜、仙台、北九州の四箇所から５人ずつ、DV と高齢者の勉強をしている、もしくは財団を運営しているか、シェルターを持っているという方々が総勢２０名でアメリカに研修に行きました。アメリカの都市、ニューヨーク、ワシントン、アトランタ、フロリダ等で、DV と高齢者の状況を学習したわけですが、この３年間の成果を国際交流や研修で海外へ行くだけではもったいない、何かこれを形のあるものにして、日本に広めることはできないかと考え、シンポジウムや、ポスターもいいかもしれないし、アメリカと日本同時の開催で何かイベントをやろうなど色々と案が出ました。しかし、研修の折に推薦されて、いただいたこの本が大変良い本で、子どもにしっかりと視点をあてて、次の世代に DV を残してはいけないということで、努力をして翻訳をしたわけです。この本を沢山の方々に読んでいただくようにしよう。専門家の方のみならず、一般の方々も是非、手にとっていただきたいと期待しています。

ただ本ができたということだけでは少しもったいないということで、大変ご無理をお願いして、著者のランディー・バンクロフトさん、ジェイ・シルバーマンさんのお二人においでいただき、東京で９日に共同記者会見をしました。西日本新聞にも大きく載っていたので、お目に留まった方もおられるかもしれませんが、横浜、福島、仙台をすでに済ませて、最後に北九州の国際シンポということになったわけです。明日は成田からアメリカへお帰りになるとうかがっていて、最後なのでより念を入れて熱心にしていただけると、私は期待をしています。

さて、この本を読んでいただき、これからも話していただくのでわかるので

すが、DV 加害者の親としての行動に注目することによって、これまで、例えば児童虐待と DV は個別の問題として捉えてきがちだったところを、包括的に捉えて、それがどのように子どもを侵食し、家族機能に影響を及ぼすのかということを浮き彫りにしていることが理解できるというのが特徴です。

さらに、子どもが被る被害を詳細に分析して、加害者が子どもに与えるリスクの評価とか、加害者の変化を判定するための実用的な指針にもなっています。

よく読んでみると、子どもが回復するためには、DV 被害者のエンパーメントが大事だということがわかります。

それから今日はこのお二人にお話いただくと同時に、少し他の会場よりも欲張り、日本の DV 研究者の第一人者お茶の水女子大学の戒能民江教授に、日本の現状や課題などについても、お話しいただければ、もっと理解が深まるのではないかと思いお招きいたしました。ディスカッションの時間もありますので、忌憚のないご意見をよろしくお願いします。

さらに、JICA の研修員の方々にも参加してもらいました。その場でお立ちいただいて、皆さんの方を向いていただけますか。（拍手）ありがとうございました。ここに JICA の研修員としておみえになっていらっしゃるのは、１１カ国から１３人の方で、女性行政、女性の地位向上のためのジェンダーの主流化政策をテーマに勉強されていらっしゃる行政官の方々です。お国に帰られると、お国の女性政策を担当していらっしゃる方がちょうど今、（財）アジア女性交流･研究フォーラムが JICA から委託されて研修を実施している最中ですので、一緒にディスカッションをしていただくことで、色々な国への影響もはかれるのではないかということで、一緒の研修機会とさせていただいています。

本日は、私どもアジア女性交流・研究フォーラム会長の原ひろ子も駆けつけてきています、どうぞよろしくお願いします。

最後に、このような機会を与えていただいた JICA の方々、またお二人の著者の方、それから戒能先生、司会をしていただく私どもアジア女性交流・研究フォーラムの主席研究員の篠崎正美先生、そして皆様方にお礼を申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきます。

篠崎：　今、三隅さんが縷々話されたように、今日は大変豪華版です。本当に世界中を駆け巡るような感じで議論が動いていくのではないかと、楽しみにしています。まず、４時半までの時間の使い方について簡単に説明します。最初に三人のパネリストの方々から、約２５分から３０分ずつ基調講演をいただきます。これは続けてやらせていただきます。同時通訳です。そして１０分ほど休憩をして、その後、質疑応答ということで再開をします。最後に再び三人の方からコメントをいただいて、締めくくりとさせていただくつもりです。その間、質疑応答のときには、JICA の研修員の方々も自由にご発言いただくようにお願いしていますが、ぜひ会場の方も時宜を失わずに、必要なご質問をしていただけたらありがたいと思います。もし必要があれば、三人の間でも、質問と回答のやりとりがあってもよろしいのかなというふうに思っています。

早速始めますが、最初に三人を簡単に紹介させていただきます。皆様から向かって一番右側から、ランディ・バンクロフトさんです。（拍手）バンクロフトさんは、加害者カウンセリング専門家、臨床スーパーバイザーでいらっしゃいます。DV のある家庭に育った十代の男の子のためのグループ治療を行っていらっしゃるほか、親権評定者、これはこの本の中にも書いてあるのですが、児童虐待調査官としても大変精力的に活動しておられる方です。この本「The Batterer as Parent」に引き続いて、さらに「Why Does He Do That?　Inside the Minds of Angry and Controlling Men」。副題ですが、なぜそんなことをするのかという加害者の調査の他、２冊の本を出版されているそうで、そのエネルギッシュな活動には頭が下がる思いです。アメリカのマサチューセッツ州にお住まいです。

続いて、ジェイ・G・シルバーマンさんです。（拍手）シルバーマンさんは、

ハーバード大学公衆衛生学部助教授、同大学公衆衛生臨床学科暴力防止プログラムディレクターでいらっしゃって、発達心理学がご専門だそうです。臨床家としても加害者カウンセリングに携わっておられ、研究者としての業績は、勿論たくさんおありになるということで、午前中には、JICA の方々と大変たくさんの情報のやりとりが行われていました。私は最初、女性お二人かなとお名前を聞くまで思っていたのですが、男性お二人でいらっしゃいます。日本で DV に関わる研究者とか、DV の運動をしているというと、女性しか頭に上がらないことが多いのですが、例えば、公衆衛生学の分野で、きちんとこういう学問が男性の手によって行われているということに、本当にアメリカにおけるこの問題へのアプローチの層の厚さというものを感じさせられます。

引き続いて、戒能民江先生です（拍手）。皆様もうご存知だと思いますが、お茶の水女子大学、生活科学部長として、大変ご多忙の中なのですが、本当によく来ていただいて感謝しています。先生については、ご紹介するまでもないと思いますが、法女性学、家族法がご専行で、研究課題は、「婚姻法および女性に対する暴力と法」ということで、活動の方も熱心にご参画いただいています。それから内閣府男女共同参画会議の中の女性に対する暴力に関する専門調査会委員として DV 法の成立、改正のプロセスにも積極的に参加され、リーダーシップを発揮しておられるので、今日はその辺りのことも、ご報告していただけるのではないかと楽しみにしています。

それでは早速、基調講演に入らせていただきます。最初にシルバーマンさんからお話をお願いします。

シルバーマン：　皆さんこんちわ。残念ながら、私の日本語はここまでです。バンクロフト氏と私は共著“The Batterer as Parent”、「DV にさらされる子どもたち（邦訳）」を日本語に翻訳していただき、日本各地を回り、皆さんのような方々や日本各地の人々、さらに国際協力機構（JICA）研修員などの多くの国で人々とともにドメスティック・バイオレンス(DV)をなくすことによって女性や子どもの生活を改善させようと尽力されている人々とお話できる機会を得られて大変光

栄に思います。また、本日のシンポジウムを開催してくださった北九州市の（財）アジア女性交流・研究フォーラムならびに国際協力機構（JICA）に対しまして厚く御礼申し上げます。

はじめに、言葉、用語について少し説明させて頂きます。私のプレゼンテーションの多くには「親密なパートナーによる暴力」という言葉が出てきます。私達が理解する「ドメスティック・バイオレンス」はここ日本や他の多くの国で最もよく使われている言葉です。同様にアメリカでもかなり使われています。親密なパートナーによる暴力は女性パートナー、すなわち妻、ガールフレンドに対する暴力をいうことと同じことを表わします。それはデート交際中の思春期の女の子に対する暴力も含められるという点でわずかに広義であり、誰が犠牲者であるかという点では もう少し特定的です。しかし、混乱しないように「DV」 という言葉を使うようにします。

最初は簡単に始めましょう。人によってこの分野に関する専門知識の程度が異なるからです。米国でも、DV を阻止するため多くの分野にわたって取組みが行われるにつれ、研究機関や専門家は問題を定義すること、この非常に難しい課題の定義に苦労してきました。なぜなら、DV に取り組む私達が、話題にしているのはただ単に身体的暴力ではなく、家庭内あるいは家族関係内で男性の立場を維持するための支配と威圧の体系であることを知っているからです。CDC、すなわち米国疾病予防管理センターのこのスライドにあります最新の定義はこれを少し狭く定義しようとしています。これにより基本的に「DV とは身体的あるいは性的暴力、またはその明らかな脅威と、以前にも身体的あるいは性的暴力があった、またはそのような暴力の脅威があった場合の心理的虐待である」というようにもっと簡単に分類し、判断することができます。基本的に私たちが今からお話しするこれらの全ての人間関係において、脅威、強い脅威と暴力があり、女性の安全とその子どもの安全が危険にさらされているということです。

また、残念ながら米国の経験ならびに私達が日本の皆さんから聞いたところ

によると、この問題について進展があるにつれ、何らかの論議や「これはただの内輪もめだ。女性もまた暴力的だ。なぜ、男性だけが責められる」という男性からの反発があることも承知しています。しかしこれは、私たちがその方策と方針の焦点をあてるべきところではありません。

データ、つまり誰が傷ついているか、誰が負傷しているか、誰が殺害されているかのデータを見ると、話は明らかです。だからこそ、その点を明らかにするために少しお時間をいただいているのです。米国の研究では、報告を深刻で刑事上の暴力に特に限れば、被害者として報告するのは男性より女性のほうが何倍も多いのです。

DV 事件の結果として負傷する女性の数は（男性の）二倍に上ります。そして米国およびこれが調査されている他の国で殺害される女性の大半は、現在あるいは前の男性パートナーすなわち夫やボーイフレンドのパートナーなのです。これは男性が被害者となる場合と違います。女性が男性を殺害する比率は男性が女性を殺害する比率には及びません。ですから、世界保健機関が結論づけたように DV の莫大な負担は女性とその子どもにかかってくるのです。

（スライドをみながら）ここで、この問題をどの程度わかっているか簡単に見てみましょう。この問題に関して多くの研究がなされてきた米国では、成人女性４人に１人が男性パートナーによる身体的あるいは性的暴力の被害にあったと報告しています。青年期の若者がデートをし、結婚前に性的関係を持つ国では青年期の若者も同様の暴力の被害者です。彼らはこのような暴力に非常に脆弱です。私達の調査では、１４才から１８才の若い女性５人のうち１人がデートをした、あるいは何らかの関係のあった男性から身体的あるいは性的暴力の被害にあったと報告しています。

米国だけでも毎年約１００万人の女性が DV の被害者となり、世界中で見ますと、この問題がさらに研究されるにつれ、調査されるどの国においても、どの階層でも、どの民族、人種グループでもかなりの比率で女性が DV の犠牲に

なっていることがわかります。残念ながら、これは私たちの社会において貧しい人たち、何らかの形で不利な立場にある人たち、教育を受けていない人たちにのみ起きると言える問題ではないのです。残念ながらそうではないのです。

前に述べましたように、DV は身体的暴力に限られたものではありません。性的虐待は DV の状況の中では大変重要で強力な構成要素です。女性はしばしば、彼女らが受けた性的虐待は激しい身体的暴力よりもっと深く傷つき忘れられないものであり、そこから回復するのは大変困難なことだと報告しています。性的暴力と性的虐待は多くの場合、社会のより広範な構造と緊密に関係があります。重要ですのでお話しましょう。日本の多くの都市を訪ねるにつれ、ポルノの効用や激しい暴力的イメージや女性をさげすんで描く日本のポルノ産業について大きな懸念があることがわかりました。米国でも同様に同じ産業はあります。そして多くの国でも残念ながら存在します。この現象、つまりポルノ娯楽におけるこの暴力、私達が娯楽と呼ぶものは DV と女性の性的虐待に深く関係しているのです。

米国の多くの研究では、このようなポルノや性的暴力を見たり、また女性が極端にさげすまれて描写されるのを見たことのある男性や少年は、その結果、確かに自分の人生と関わりのある女性に対して暴力を振るうことをより受け入れやすくなり、暴力を振るいやすくなるのです。ですからこの問題に注意を払い、ＤＶとは関係のない娯楽のひとつの形としてとらえないことが非常に重要です。本当に非常に重要なのです。

先ほど述べましたように、暴力の脅威、つまり一般的な暴力の脅威や他のタイプの情緒的威圧、貶め（おとしめ）などは身体的暴力の前に現れます。DV は支配のシステムと理解しなければなりません。それには目的があります。それは女性を男性パートナーのニーズに常に仕えさせるためであり、男性のニーズが満たされることを妨害しかねないような、女性が自らの人生を生きることを阻止するためです。それは女性の振舞いと脅威を支配することで行います。しばしば、望みどおりにうまくいかなければ暴力を使うのです。繰り返しますが、このよう

な非暴力の感情の濫用あるいは暴力の脅威は重要です。

経済的悪習もまた重大です。家庭の経済力を支配し、女性労働の成果を直接支配し、自分や子どもの世話をきちんとすることができないようにお金を支配する男性は、女性や子どもへのある種の援助を追及できないのです。これもまた DV の重要な側面です。

日本や米国のような産業先進国で豊かな国では、より良い生活を求めて移住してくる女性が多くいます。時にはその国の出身の男性と結婚したり、または祖国から夫やパートナーと共にやってくる場合もあります。いずれの場合でも、新しい国で権限へのアクセスが無いため、移民の女性は DV に特に脆弱になる場合があります。

移住した国の言葉を話さない、法律を知らない、法的に働くことができない、家族や友人がいない場合があります。典型といってもいいほどです。このような女性たちは暴力や国外追放の脅威、および退去、子どもをとられる、本国送還などの脅威を受けやすいといえます。

米国では、移住してきた女性は他の女性に比べ、厳しい DV を経験する可能性が高く、またあまり助けを求めないのです。DV で殺害される女性のなかで一番高い割合のグループの女性です。他のシステムにつながることができないためだと私達は確信しています。このような理由で彼女らはより影響を受けやすいのです。

われわれの社会の中では、女性と子どもに対する暴力による精神的損害に勝るとも劣らない甚大な損害があります。体の健康や医療をはじめ様々な社会システムに対する損害です。米国における研究では緊急治療室へ行く女性７人のうち１人が DV を経験していると言います。そして緊急治療室に来る２０人の女性のうち１人は、DV が直接の原因になっています。怪我をしたからやって来るのです。私達の研究では、もっと多くの女性がたとえ DV で負傷していて

も必要とする医療手当てを求められないでいます。女性が被るこのような直ちに手当てを必要とする怪我の他に、DV の犠牲者である女性に見られる長期的な多くの健康上の問題があります。他の女性に比べ、被害女性は深刻な消化障害、腹痛、頭痛、慢性の首と腰の痛み、性的感染病をはじめとする慢性苦痛および HIV・エイズを患う傾向にあります。

これらは被害女性により多く見られます。そして、これは被害女性が性的衛生、性生活、コンドームの使用を含むより安全な性のための手段に関して支配権を持っていないからだと私達は思っています。

自分を守るための別の方法にしても、被害女性はこのような手段について、同じように男性と交渉することができないでしょう。また虐待する男性は、複数の性的パートナーを持ち、この不義に正直ではないという点でよりリスクがある場合が多いのです。だからこそ、女性が感染する確率が高いことが米国では確実に、また他の多くの国でもそうであると私は確信しています。そして、それは男女間で感染するのです。

したがって、社会としても私達に途方もない損害があります。そして、そこで止まったとしても十分に恐ろしいことなのに、実際にはまだ損害は続きます。苦悩にあえいでいる女性の子どもたちもまた、DV にさらされていることによって、社会として大きなリスクと犠牲を抱えているのです。

米国で行われた研究の大半で、女性が虐待された虐待家庭のおよそ半数が、子どももまた加害者の男性から虐待されていると報告しています。この加害者は子どもにとって、妻やパートナーを虐待しない男性よりはるかに大きなリスクです。また、私達の仕事は児童虐待を阻止しようとすることでもありますが、児童虐待が起きている家庭の半数では女性もまた虐待されていることを知っておかねばなりません。

私達が普通考えつく方法での児童虐待以外に、私達の研究では児童殺人の犯

人の最大多数は母親の現在もしくは元の夫やボーイフレンドであることも認識しておく必要があります。多くの場合、夫やボーイフレンドは母親やその子どもたちを殺害し、時には子どもだけを殺害します。彼は家族にとってとてつもないリスクですが、残念ながら私達はこのリスクにほとんど気づいていません。

DV にさらされる子どもには長期的に多くの損害があります。他の子どもより極端な不安と憂鬱を経験し、自尊心は非常に低く、睡眠障害などトラウマ関連の症状が見られ、社会関係、つまり兄弟姉妹関係、友人関係、学校での関係などで大きな問題を抱えています。バンクロフト氏が DV にさらされた直接的な結果をお話されますが、しばしば母親との関係においても問題があります。

彼らはまた、母親同様、他の子どもに比べ、慢性的な痛み、頭痛、嘔吐・下痢などの消化の問題など幅広い健康上の問題を抱えやすいのです。

私達はまた、胎児期でさえ危険があることを理解しなければなりません。妊娠時に女性が虐待されると低体重児、未熟児を産む可能性、実際、新生児や胎児として死亡する可能性が高くなります。よって、誕生前の時点でさえ子どもへの危険は大きいのです。

子どもに対する DV の影響をみる時、重要で危険な誤解がひとつあります。幼児、何が起きているか幼すぎて表現できない子ども、積極的に関与するには幼すぎる子どもに対する DV の影響をしばしば無視をしたり、過小評価してしまうことです。

実際、DV の最も明白で、最も深刻な影響は子どもに及びます。子どもは自分達の面倒をまったく見ることができず、彼らに起きていることを情緒的に、知的に処理することができず、いずれにせよ状況を変えることができないのです。彼らが最も大きな影響を受け、助けるには最も難しいのです。

子どもが非常に幼い時でさえ、実際、子どもが DV にさらされることに特に

注意を払う必要があることを認識しなければなりません。子どもは粘り強く、回復できます。しかし安全と時間が必要です。子どもが DV の脅威から離れて安全な状況により長くいればいるほど、私がお話したような DV の影響を子どもが経験することが少なくなるのです。

また、バンクロフト氏がお話されるように、同時に女性の経験も関係あります。女性の回復はその他の要因に比べて、子どもの回復により緊密に関連があるのです。私達の研究では長い間、子どもの健康状態、精神状態の悪さは女性の憂鬱のせいだとしてきました。子どもの母親はしばしば大変な鬱状態にあります。

しかしながら、その憂鬱の背景を見過ごしました。研究を DV の評価まで含めるように広げると、憂鬱な母親は DV を経験したためにしばしば鬱状態になっており、このような母親の子どもは鬱の母親が子どもの世話をあまりすることができないだけではなく、家庭内に DV の加害者がいるから苦しんでいることがわかりました。

この状況が変わり、母親と子どもが DV から離れて安全に暮らせるようになれば、母親の鬱は減少し、子どもの兆候も低下します。母親と子ども双方の回復は非常に関連があり、安全性に大いにかかっているのです。

また、長年、多くの社会で、離婚が増加するなかで、離婚は子どもを非常に傷つけるものであることがわかりました。そして、確かに離婚家庭出身の子どもは私が話した問題の多くを抱えています。他のグループの子どもに比べ、心理的な問題そして順応力においても困難を伴います。

しかし、また離婚の背景も見過ごしていました。多くの非常に対立していた大変な離婚は DV の歴史 を包含しています。そして、私達はようやく離婚家庭の一員である子どもへの影響は離婚に先立つもの、影響は離婚の前に訪れ、実際、DV の影響であることがわかってきました。そしてその DV の影響が離婚を

早め、離婚の原因になっているのです。

そこで、離婚へのアクセスを制限する政策に固執してはならないのです。実際に家族を守る代わりに、これは多くの家族、特に DV を経験する家族をより脆弱にし、安全性、幸福、精神衛生、体の健康の面で子どもへ悪影響を与えることになります。より安全になる代わりに、女性が家族を守る方法として別居を決断する時、別居へのこのアクセスを認めないことで彼女達をより一層危険な目にあわせているのです。

私の話はここで終わります。「DV にさらされる子どもたち（邦訳）」の主著者であるバンクロフト氏が加害者はいかに子どもや家族の生活に影響を与えるか、また女性と子どもの回復を助け、促進させるために私達は何ができるのかを詳細にお話していただきます。ご清聴有難うございました。

篠崎：　ありがとうございました。今、シルバーマンさんから、DV と子どもの受ける被害について、色々な側面からお話いただきましたが、日本ではどうしても、DV が子どもに影響を与えるということはわかっているけれども、その詳しいことが見えるようには知らされておらず、むしろ児童虐待というのとは別々に話しを聞いているという状況にあるので、色々と示唆的なお話だったと思います。それでは、バンクロフトさん、お願いします。

バンクロフト：　ありがとうございます。女性に対する暴力を止めさせることに献身されている多くの方々や、たくさんの様々な国を代表する人々の前でお話をさせて頂くことを光栄に思います。この旅を通して、異なる国で事情は違う一方で、しかし同時に女性に対する暴力の問題はいかに似かよっているか、異なる社会と文化で女性の地位の問題、女性に対する暴力と子どもの生活の中の暴力をなくすための方法を探る時、どれだけ私達が共通の立場にあるかに、私は注意を払うことになりました。

私は 15 年以上にわたって、女性を虐待する男性のための各種のカウンセリン

グ・プログラムに関与してきました。この経験によって、女性や子どもの生活のなかで虐待する男性の精神構造、手段、言い訳そして弁明を深く調べることになりました。そして私の注目を引いたのは、女性や子どもの運命・宿命は、家庭内で独裁者のように振る舞い虐待する男性との緊密な関係や、その関係の度合いでした。

虐待される経験は虐待者が女性の安全への権利、威厳への権利、自分の生活を決める重要な決定に発言する権利を否定する抑圧の経験です。これらの権利は、国際条約が人間に保証する最も重要な人権なのです。

子どもは抑圧の環境の中で育てられています。それは母親が苦しむのを見ることで子どもは深く苦痛を味わっていることを意味します。また、子ども自身も同じ状況で苦しんでいることを大いに意味します。子どもは安全への権利、威厳への権利を失い、意見を失っています。児童の権利に関する条約は国際法であり、子どもは意見を持つ権利、意見をまじめに受け取ってもらい、また自らの生活を支配する決定に意見を反映させる権利を持ち、それらは単に大人にだけあるわけではないのです。

被害女性の情緒的、心理的痛みがいかに彼女らの子どもの痛みに関係しているかをより良く理解すればするほど、回復と自由がいかに関係しているかをより理解するようになります。もし、私達が加害者にさらされた子どもをいかに守るか、いかに安全にしてあげるかを考えるならば、まず、最初にやらなければならないことは、いかに母親を守り、母親を安全にするかでなければなりません。

この関係は他にも当てはまります。母親を守ることは子どもを守ることでもあります。仕事の一環として、15 年間、私は被害女性を面談してきました。私の相談者の暴力の標的になっている女性にも面談を行うからです。加害者の振舞いが彼女の子どもを傷つけたとその様子を描写する時ほど彼女の声に苦悩が大きくなることはありません。そして、彼女の子どもを奪い取ろうとして、加

害者が子どもの親権を求めることを知らせる法的書類を受け取る時ほど、被害女性の人生で苦痛な経験はないと思います。

子どもから引き離そうとすることほど、愛する親、母親や父親に対して行う残虐な行為はないと言えるでしょう。しかし、これは世界中の被害女性の間では強力で手に負えない経験なのです。彼女らが加害者から去ろうとする時、一般的に加害者は彼女から子どもを奪い取ろうとし、あるいは他の方法を見つけ、人間としての権利を彼女が主張しようと努力すれば、子どもを通して何年も何年も罰しようとするのです。

今日の午後、私のコメントから皆さんに考えていただきたい２、３の争点ですが、ひとつは家庭内の加害者にさらされた子どもへの心理的な傷の原因は複数あることです。被害女性の子どもに見るその苦痛とトラウマ、つまりそのような兆候は母親が叩かれるのを見たり聞いたりすることが大きな原因になっていますが、それが傷の唯一の原因ではありません。

加害者は心理的に破壊的な男性で、ただ暴力だけでなく多くの異なる方法で子どもへ大いなる害を引き起こします。その方法の一部をお話しましょう。なぜなら、加害者は虐待しない男性とはかなり違います。暴力を振るう時だけ違うのではありません。日常生活でやること、考え方、家族の扱い方など全ての面で違うのです。

子どもの心理的痛みの原因になっているものや子どもに害を及ぼす経験は心だけではなく精神的な傷でもあるのです。虐待にさらされる経験を通して、子どもは非常に破壊的、抑圧的価値観を学ぶようになるのです。暴力の使用は受け入れられる、暴力を振るわれる人物のせいにすることができる、暴力はそれを行う人物の責任というよりは犠牲者のせいだと思うようになるのです。

男性は女性を召使いや奴隷のように扱う権利を持っている、男性に仕えるため、男性のニーズを満たすために女性は地上にいるのだと思うようになるので

す。自らの行動に責任はないと、世の中で色々と有害なことをすることができると、酔っ払っても、怒りまくってもいいと学ぶのです。あるいは加害者が使う言い訳を聞いていかなる種類の言い訳をも学ぶのです。

子どもは加害者が母親に暴力を振るい、虐待するのをただ見て聞いているだけではないということを理解することが重要です。子どもは加害者の言い訳を聞き、 いかにして行動を正当化するかを学ぶのです。実際子どもは、男性がやるべきことや振舞い方、本当の男はいかに振舞うのかを、加害者の言動から学びます。

このような背景から、加害者の息子や加害者の義理の息子が成人した時、女性を虐待する比率がはるかに高くなり、女性虐待を見た少年はしばしば女性を虐待することを学ぶことが研究で明らかになっていることは驚くことではありません。ここでなぜ虐待にさらされている子ども達の経験に私達が緊急に取り組むのか、もうひとつ理由を挙げると、加害者は女性に対する次の世代の虐待者を創っているからです。

皆さんにお考え頂き、お気づきいただきたいことは、虐待される母親は複雑な状況に置かれ、解決策は簡単なものではないということです。なぜなら、人がこう言うのを皆さん、お聞きになることがあるでしょう。「彼女はもっと自分を主張すべきだ、加害者にもっと立ち向かうべきだ、加害者にそのように自分や子どもを扱わせるべきではない」と。現実問題として、もし加害者相手に自分を主張すれば、あなたと子どもは以前よりもっと傷つくことになるでしょう。

反対のことを言う人もいるでしょう。加害者を挑発するから彼女が暴力を引き起こしていると。ですので、そういう人の助言は正反対なのです。彼らの助言は、もっと従順になるべきで加害者を動揺させないようもっと努力すべきだ、あらゆる彼のニーズを満たすように努力すべきだと。それは女性の権利と威厳を完全に放棄するように、また子どものニーズを放棄するように、その女性に提唱するようなものです。ですので、どちらもいい助言ではありません。

「それならば加害者のもとを去ればいい、それが子どもにとって最善なものになるだろう」と言う人もいるでしょう。それがうまくいく時もありますが、うまくいかない時もしばしばあります。もし彼女が子どものために彼のもとを去ろうとすれば、彼は親権を得ようとし、そしてそうなるかもしれません。あるいは母親を殺すかもしれません。子どもを誘拐するかもしれません。母親に親権を認めるかもしれませんが、子どもと面会する時、心理的に、性的に様々な害を及ぼすかもしれません。訪問の際や週末訪問の際など子どもと一緒にいるときに子どもを丸め込み母親との関係を壊そうとする可能性もあります。

だから、あたかも彼女の選択が簡単であるかのように、被害女性に話をすることが役立つのではありません。なぜなら、人々が「子どものことを本当に気にかけているのであれば、こうしなさい、ああしなさい、あるいは他にああもしなさい」というのを耳にすることもあるでしょうから。

子どもを助けたいと思うなら、優しくかつ批判しない支援的態度で母親にアプローチしなければなりません。加害者から既に大変な批判を受けて生きてきた母親を批判する代わりに、被害女性への支援サービスを提供する必要があります。母親に経済的支援、住居、食事などの公的援助を提供する必要があります。母親が保護命令を得て、子どもの親権を確実にできるようにする法的援助を提供する必要があります。このように母親が置かれた非常に複雑な状況を理解する必要があります。

さて、家庭内の子どもの経験に光を当てる一環として、虐待する男性はどのような男性なのかいくつかお話したいと思います。まず、加害者はその関係において横暴な独裁者的な人物です。彼が家を動かしていると信じている男性です。つまり、しばしば、母親は彼女が子どものために一番いいと思う方法で子育てをすることが許されていないのです。

代わりに、母親は父親の子育て方法に従って子どもを育てなければならなく

なっています。子どもには静かで、父親の邪魔にならず、公衆の場では父親の印象をよく見せてもらいたいのです。言い換えれば、父親は何が子どもにとっていいことなのかについて正しい判断をしようとしないのです。なぜなら、父親が焦点を当てているのは自分にとっていいことについてだからです。

加害者は特有の権利をもっている人間である傾向があります。権利を持っているというのは、虐待的に振舞う権利を有していると信じているという意味です。家族の生活は、彼に注意を払い、彼のニーズを満たして、彼中心に回っていると信じています。家族の他の者には適用されない特別な地位があると信じています。つまり、母親は子どもが本当に必要な全てを与えることができないのです。なぜなら、加害者は子どものニーズではなく、彼のニーズに焦点を当てることを母親に求めるからです。そこで、加害者は子どもに対する母親の感情を剥奪しているのです。

加害者は非常に巧妙で、残虐である時、親切なふりをします。彼らは非常に責任があり、思いやりがあり、地域社会の道理をわきまえた一員に見えるように周囲のイメージを出そうと一生懸命で、これは子どもに混乱をきたすことになります。この加害者のどこが悪いのか、なぜ誰も思いつかないのかを子どもは理解できないのです。結果として、子どもは家庭内で起きていることを普通のこととして受け入れ、それは自分達のせいで、自分達と母親が引き起こしていると信じるようになるのです。

加害者はパートナーに敬意を払わない男性です。パートナーを完全に軽蔑しています。まるで彼女が愚かで、無能で、彼女の話を聞く価値がない、バカにされたりからかわれたりする対象のように話しかけ、そして彼女のことをそう語ります。これが子どもの育てられる環境、母親を異常に否定する環境、母親に敬意を払わない、身近に感じず、よく扱わないように条件づけられる環境なのです。

被害女性の子どもは加害者による母親の扱い方を摸倣し、加害者のように母

親を扱います。研究結果でも、シルバーマン氏がお話になったような子どもに見られる多くの兆候のなかで、最も顕著なものが、虐待が子どもとその母親との関係に及ぼしている害だということを示しています。

虐待で影響を受けた子どもと女性を私達が助けようとする時の優先課題のひとつは、子どもと母親が関係を戻す方法を探すのを手助けすることです。加害者が両者に引き起こした分断を修復し、相互支援、親密さ、生来の協力者としてお互いを理解させる方法を探すのを手助けすることです。

加害者はしばしば子どもをあまり大切に扱いません。これまでは子どもの心理的傷の原因のひとつについてお話いたしました。加害者の横顔と性格からくるこれらの条件についてです。これからは、傷の２つめの原因についてお話します。加害者の子どもとの付き合い方と関係があります。

加害者は権威ある親であろうとする傾向があります。厳しい躾をして、過度に厳格で、子どもに厳しい罰を与え、そして心理的に、身体的に残虐な方法で子どもを罰する場合があります。同時に、子どもへの関与の程度は低く、無視する親で、子どもにほとんど注意を払わず、ほとんど褒めることはせず、批判は大いに行う親です。

子どもとその母親との関係を損なう方法として、加害者は特に３つの方法を用います。ひとつは、母親の権威を失墜させることです。母親に従わないように子どもを仕向け、母親を圧倒し、母親としての権威を失墜させることで、母親としての生活をとても困難にするのです。２つめに、加害者は時に母親に子どもの面倒をみることを認めないことで母親と子どもの関係を損ないます。この範疇でよく聞く不満は、母親が泣いている赤ちゃんを抱き上げ、あやすことを許されないということです。被害女性から何度もこの不満を聞きました。母親、子ども、母子関係に与えるその影響を想像してみて下さい。それから、母子関係を損なおうとする傾向の３つめの方法は、母親に対して子どもを武器として使う方法です。子どもに母親を監視させ、母親の行動について加害者に報

告させるというような方法で母親を傷つけるのです。母親を罰する方法として子どもを虐待し、子どもの親権を取ることや誘拐をにおわせたり、実行したり、母親や子どもの殺害をちらつかせ、または本当にそうするのです。

シルバーマン氏が話されたように、家庭内で加害者と共に育った子どもの傷の別の原因は身体的あるいは性的に子ども自身が直接虐待される危険です。研究によると、虐待しない男性に比べると加害者は子どもを身体的に虐待する可能性が７倍高くなります。子どもを性的に虐待する可能性は６倍です。近親相姦と重複する部分は研究でもかなり確立されています。しかし一般に専門家は、この重複にあまり気づいていないのです。そしてだからこそ、この重複に目をむけるため「DV にさらされる子どもたち（邦訳）」を出版したのです。なぜなら重要であるのにめったに認識されないからです。

子どもの傷の原因をいくつか示しましたので、子どもの回復について少しお話いたします。ひとつは、子どもが虐待された母親との関係が重要な要素だということです。もし重要な要素でなくとも、子どもと母親の関係がうまくいくように助けるものです。先ほどお話しましたように、もし子どもを助けたいと思うのならば、私達は母親に、また母親と子どもがお互い困難を乗り切れるよう手助けすることに多くのエネルギーを注ぐことです。

子どももまた安全ならより良く回復します。そこで、私達は虐待を止めるのに有効だとわかってきた保護命令や警察を使い、虐待する男を起訴してでも、虐待を止めさせる方法を模索し続けます。もし母親が加害者のもとを安全に去ることができる立場にあるならば、女性が去ることを助け、加害者介入カンセリング・プログラムの利用を通じて虐待を止めていきたいと思います。

子どもの回復に実際に大きく貢献する他の方法は、地域社会において被害女性の子どものための特別なサービスを作る方法を探ることです。しかし、被害女性のための質の高いサービスが最優先されるべきだと思います。被害女性自身のための充分なサービスなくして、被害女性の子どもに対し特別なサービス

を提供しようとしても特に助けにならないでしょう。

一旦被害女性のために良いサービスが提供されれば、DV を目にした子どものための特別なカウンセリング・グループの開発を行うのも、またこの種の訓練に進んで出席したり、「DV にさらされる子どもたち（邦訳）」などの書籍を進んで読んだり、さらには被害女性の子どもを助ける専門性を進んで持とうする地域社会のセラピストを採用したりすることも意味があることです。虐待にさらされた子どものニーズに本当に取組むサービスを持てるのです。

子どもが DV にさらされることを知ったときに、私達がやるべき最初のひとつは、子どもの母親に手を差し伸べることです。もし、被害女性支援サービスのある地域に住んでいるなら、地元の女性センターをどのようにして見つけるかを教え、そのようなサービスが無料であり、情報、冊子、パンフレットを提供し、今のような虐待を受けなくてもいいのだ、彼女に対するいななる暴力も不法であることを教えましょう。

そして、もし彼女が警察に通報する権利がある場所に住んでいれば、彼女の場合は該当し、警察に通報する権利があるのだと伝えましょう。彼女の子どものことを心配していること、子どもが苦しんでいるのは彼女のせいではないということ、だけど、子どもが苦しんでいるのだから、子どもを助けるために彼女がとれる対策は何でもとってもらう必要がある、子どももそれを求めていると伝えましょう。

彼女の子どもがどれだけ苦しんでいるのかに気づくこともあれば、また時に、そのことに気づかないかもしれません。しかし一旦、私達がそのことについて彼女に話し始めれば、子どもがどれだけ苦しんでいるのかに気づき始めるでしょう。そして子どもを助けるための方法を模索し始めることができるのです。

シルバーマン氏が言及したように、離婚をする女性の権利を守り拡大する必要があります。特に彼女が今後数年間に亘って子どもの親権を保持するため、

また虐待する男性に親権がいかないようにするため、被害女性の権利を促進する必要があります。そうすれば、加害者は子どもとのつきあいを変えざるをえません。さらに、虐待する男性が子どもに会うことを制限するように、離婚裁判所に圧力をかける必要があります。それは監督つきの面会サービスを創設することの必要性も含みます。そうすれば、子どもは虐待する男性と一緒にいるとき、子どもが身体的に、性的に、そしてもっと重要なことですが、心理的に本当に安全かどうかを見守ってくれる人がいない限り、虐待する父親のもとに子どもが送られることはありません。

児童指導プログラムのような児童福祉サービスは DV の力学に関するトレーニングや DV にさらされる子どもに与える影響に関する広範なトレーニングを受ける必要があります。また、子どもが虐待され、母親もまた虐待される家庭における女性と子どもの問題解決にむけて協働するため、地元の女性センターと緊密に協力する必要もあります。

私たちは DV が受け入れられないようにするため、DV に関する地域社会の価値観を変えなければなりません。長期的にも短期的にもこれが DV を止めさせる唯一の方法だからこそ、これをやる必要があるのです。自分達の家で起きていることは普通のことではないということ、受け入れられないということ、成長時にこのような環境にあるべきではないということを子どもに言い聞かせなければなりません。なぜなら、子どもは確信がなく、混乱しているからです。ですから、これは普通のことではない、私たちはこんなことは嫌なのだ、これはあなたのせいでも、あなたの母親のせいでもないと私達が伝える必要があります。

婦女暴行をはじめ、結婚生活において女性を性的に攻撃することは犯罪行為とすることが不可欠です。これは女性の幸福・福祉のためだけでなく、子どもの幸福・福祉のために不可欠です。虐待にさらされる子どもに関する研究で出てきた大変興味深い点のひとつは、子どもは加害者による母親への身体的攻撃を高い比率で目撃しているというだけでなく、母親が性的攻撃や性的暴行をさ

れるのをかなりの比率で目撃していることです。ですので、妻である女性にいかなる性的接触やセックスを強要する男性を起訴し重大な罪として裁くことが優先課題として高くなるのです。

最後に、もし、DV にさらされる子どもの回復と幸福･福祉を増進したいと考えるなら、それは母親を支援することでもありますが、全ての人々の人権の擁護のために力を結集する努力の一翼を担う必要があるという、多くの人の意見に、私も賛同します。

このような運命はすべて緊密に関係しあっています。そして暴力の異なる形態も緊密に関係しあっています。家庭で子どもが覚える暴力は社会の他の全ての面で現れることになります。暴力はさらなる暴力を生み、人権侵害はさらなる人権侵害を生み出します。そして、その反対は、愛はさらなる愛を、尊厳はさらなる尊厳を、平等はさらなる平等を生み出します。ご清聴ありがとうございました。

篠崎：　ありがとうございました。加害者がどういうプロフィールの人かとか、どのように振舞って子どもと母親の間に裂け目を作っていくのかということ、子どもの幸福というものを回復していくためには、母親自身をまず私達がケアーしていかなければならないし、子どもが母親に持っている敵意とか自分自身が受けた傷は勿論だけれども、そういうものを回復していくようなサポートが必要だということをお聞きすることができたと思います。ただ、日本では、現実にシェルターなどに一緒に逃げてこられても、子どもさんに対してどのようなケアーサポートができているのかということを考えると、ほとんどまだ手付かずの状態で、何となくやっているという感じではないかなということを考えさせられました。どうもありがとうございました。それでは、時間が押しているので、戒能先生、もしよろしければ、少し短かめでお話いただければありがたいと思います。申し訳ありません。よろしくお願いします。

戒能：　わかりました。ただいまご紹介いただいた戒能です。今日はこういう機会に

恵まれたことを大変嬉しく思っています。アメリカの経験を学び、JICA で来ていらっしゃる多くの地域の方々と経験をシェアーして、次のステップへ進んでいくために一緒に考えるという機会に参加できて、大変嬉しく思っています。

今、篠崎さんがおっしゃったとおりなのですが、日本では多分、援助の現場などで、このような現象を目の当たりにしたり、お気づきになっていることがたくさんあると思うのですが、それが一つの知見となって集約されていない。その結果として一つの知見が集約されて研究が行われたり、色々な調査が行われて、それがまた現場の援助に戻っていくということや、大事なことは政策に結実していくということがないという日本の状況なのではないかなというふうに思っています。

１５分くらいまでということで、少し早口になって同時通訳の方を困らせてしまうかもしれませんが、日本の状況についてお話をさせていただきたいと思います。

日本では DV 防止法が２００１年に制定されて、２００４年の５月に改正されました。しかしながら、法律の制定というものは DV をなくしていく、あるいは被害者の権利を回復していくための一つの方法に過ぎないわけで、それが全てではないわけです。本当にさまざまな課題を私達は抱えているというふうに思っています。

現状ということで、被害の実態はどうなのかということを、パワーポイントも紙の資料もなくて大変恐縮なのですが、駆け足でご説明していきたいと思います。そもそも、国などのきちんとした調査がまだ本当にないということです。かろうじて国の調査として、１９９９年と２００２年に国の全国的な調査が行われています。１９９９年は、もう少し範囲を広げて女性に対する暴力に関する調査、２００２年は DV に関する調査が行われています。

その中で、やはり日本はアメリカとは違って、暴力的な社会ではないという

偏見があったわけですが、それが間違いであるということが調査によって実証されていったということです。約５パーセントの成人女性、ですから２０人に一人の成人女性が、夫やパートナーから生命の危険を感じるほどの暴力を受けた経験があるという回答があっています。その５パーセントを人口に直すと、いかに多いのか、本当に援助を求めている女性がいかに少ない氷山の一角にすぎないのかということがわかると思います。

その後も、自治体の調査、例えば東京都や名古屋市などの調査が行われていますが、最近２００１年の千葉県の調査で、全ての DV を含めて、約６割近い５６パーセントくらいの女性が、何らかの DV を受けたことがあると回答をしています。身体的暴力、性的暴力は、これは WHO の横浜における調査の結果なのですが、大体２０パーセントくらいということで、アメリカとほぼ同じデータが出ていると思います。

もう一つ、犯罪統計です。日本では DV は犯罪とはされていないので、どういうふうにして見ていくかというと、夫、パートナーから殺される女性がどのくらいいるのか。これは数を言っても、なかなか多いか少ないか判断しにくいかもしれませんが、大体平均して年１００人以上の女性が夫から殺されていて、DV 防止法以降、減っているかというと減ってはいないということです。１３０人くらいの女性が殺されています。夫から妻に対する暴行や傷害罪も、年間に２００件くらいあります。以前は「法は家庭に入らず」という考え方の基に、警察が不介入だったわけです。その当時は大変、暴行傷害の件数も少なかったのですが、１９９５年ごろ、DV が社会問題化したころから、これが本来だと思いますが、警察が積極的に介入するようになって、暴行傷害の件数が増えてきただけだということであって、事実としては、ずっとあったのを放置してきたに過ぎないということだと思います。

DV の影響なのですが、一つは女性の健康への影響が大変大きい。女性の健康問題です。そのときに精神的な健康の問題、それから身体的な健康、もう一つはリプロダクティブヘルス。先ほどは出生前の子どもの問題として取り上げら

れましたが、流産とか低体重児という問題を持っているのだということです。これは千葉の調査から出てきますが、DV の被害の経験が何度もあった人ほど、健康度が低いということです。WHO が横浜で行った調査でも、入院、投薬、病院に行く回数が、DV を受けていない人と比べると高くなって、優位の差があります。自殺を企てようとする割合、喫煙の問題も優位の差があるということを、横浜市だけの調査でしたが、その調査では現れています。

それに対して、このような深刻な影響を与えているにもかかわらず、日本の社会が DV にどのように取り組んでいるのか、特に被害者、被害を受けた女性に対する支援の問題がありますが、これは非常に不十分であるということが言えると思います。民間女性シェルターが、日本でも１９９５年には７ヶ所しかなかったのが、今や５０ヶ所や６０ヶ所、ひょっとすると１００ヶ所ぐらいあるかもしれませんが、どの地域にもある、どこでも援助を求められるという状況ではありません。しかし、公的なシェルターとして、婦人相談所、DV 防止法以降は DV センターというのが各都道府県にはあるけれども、その資源、国の予算などは大変不十分な状況です。三番目に市民の関心、理解度ということです。やはり今日は大勢いらっしゃいましたが、ごく一部にしか過ぎない。その中でも特に行政、警察、司法、裁判官、弁護士、検察官、ドクターなどの医療関係者、被害を受けた人たちに直接的に最初の援助を行う、援助のキーパーソンである人たちの認識が非常に低いということが、重要な問題としてあると考えています。

このような中で、２００１年に DV 防止法が制定されました。これは日本の社会では「夫婦喧嘩は犬も食わない」という言葉が古くからありますが、夫婦喧嘩、痴話喧嘩という類の問題として考えられていて、これが暴力である、女性や子どもに対する人権の侵害であるというふうには考えられてこなかった。そしてプライバシーに対する公的な介入をなかなかやろうとしない、プライバシー領域なのだから、そこへの介入は、これは世界共通だと思いますが、よほどの理由がないとしないという考え方があったということです。その垣根を DV 防止法によって一歩乗り越えられたのかなというふうには思っています。

しかしながら、非常に問題のある法律です。特徴を五点申し上げたいと思いますが、これはアメリカ、あるいは今日いらしているさまざまな国の DV 防止法のお話は後からうかがえれば、と思います。

一番目の特徴は対象とする範囲が非常に狭い、夫と妻だけに限定されているということです。先ほどインティメイト・パートナーのバイオレンスというお話がありましたが、これは完全にハズバンド・アンド・ワイフに限定をしているということが第一点目です。

二点目が、DV の定義がまた非常に狭い。DV というのはあらゆる手段を使うところに特徴があるわけです。複合的で、何でもやるわけです。ところがこの日本の DV 防止法が対象としているのが、身体的暴力に限定をしているという点が二番目です。

三番目に、アメリカなどから学びながら、保護命令制度を導入しましたが、被害を受けた方が今までの人間関係を捨ててなぜ逃げなければならないのか、逆転した構造だと思います。まさに被害者が責められて、責任を負わされるという構造だと思いますが、せめて安心して逃げられるように、ということで保護命令制度が導入されたのですが、これも大変使いにくい、非常に範囲が狭い保護命令制度であって、接近禁止命令と退去命令のたった二種類しかないわけです。その期間も、接近禁止命令が６ヶ月で更新はできます。退去命令は、女性がその場に居て、そこで暮らし、安全に生きていく権利を保障するとなると、非常に重要だと思うのですが、たったの２週間なのです。２週間もあれば引越しできるだろうという期間として、国は捉えています。保護命令も身体的暴力があった時だけしか使えないということです。それから離婚した後は使えないという法律であったわけです。

四番目、これは非常に大きなことだと思うのですが、DV が犯罪化されていないということです。加害者の責任が法的に問われない、保護命令違反になった

ら初めて問われるに過ぎないということです。これは誰が悪いのか、加害者が悪く、きちんと責任を取るべきだという考え方が、日本の法の中では明確になっていないという問題点です。

最後に支援機関なのですが、これは被害を受けた当事者の立場にたった支援という体制が、この DV 法にはきちんと位置づけられていないということです。ですから、どのように被害を受けた人をサポートしていくのか、どういう立場から DV を防止していくのかという基本的な考え方が、被害者オリエンテーションにはないということが言えると思います。

それで２００１年に制定されたドメスティック・バイオレンス・アクトが、２００４年の５月、つい最近ですが、改正されました。今度の改正は、改正のプロセスに非常に大きな特徴を持っています。どういうことかというと、NGO の女性シェルターや婦人相談員の方など、被害女性を支援していく立場の人達が一緒になって、国会議員と連携協力して DV 法改正を行っていったという大きな特徴があります。一言でいうと、国会議員は市民立法という市民による立法という言葉を使っています。そのことにより、当事者が DV 被害についての、あるいは DV 問題についての一番の専門家ではないかなと私は考えるわけです。何が危険なのか、何が必要なのかを一番よく知っているわけです。それを生かしていくのが、実効性のある、本当に役に立つ法律をつくるためには必要なことであると思っています。そういう法改正のプロセスで当事者が参画し、被害女性支援の現場に居る人たちが発言をしていって、法律改正に大きな影響を与えていったと言えると思います。

しかしながら、そうであっても、改正された DV 防止法は一歩前進とはいえるかもしれませんが、まだまだ課題を残した改正だったと言えます。三点だけ申し上げると、DV の定義を身体的暴力から精神的暴力まで拡大したということが一点目、二点目は、保護命令制度が若干改善されて、離婚後も保護命令が使えるということです。子どもについても保護命令の効果を及ぼすことができる、子どもへも保護命令の効果を拡大したということで、これは未成年の子ども、

同伴、同居する子どもに限っています。三点目は、退去命令が２週間しかなかったのが、２ヶ月に拡大されました。退去命令は一度しか出せず、２週間で終わりだったのが、今回の改正で、退去命令を更新する、もう一度出すことができると改善されました。このように保護命令制度の改正が図られたということがあります。

大きな三番目が、社会における女性の地位、特に経済力、経済的自立の問題というのがネックになっているわけです。なぜ逃げないの、といっても、逃げた後どうやって生きていくのか、どうやって食べていくのかというところを保証していかなければならない。その自立支援を中心として、日本のどこへ逃げて行っても同じようなサービスを受けられる必要があるのですが、これは法律ができても具体的にそれぞれ DV 防止、被害を受けた女性の支援のための具体的な施策がそれぞれなければいけない、という基本計画を都道府県に義務付けたことが大きいと思っています。

こういうふうに DV 防止法が改正されたのですが、課題はたくさんあるわけです。またこの点については、フロアーの方々とも議論をしていく問題かと思います。

一番目に今日のテーマである子どもの問題が、DV とチャイルド・アビューズが総合的に捉えられていないし、実際の支援の場でも、ばらばらであるということです。子どもの安全の問題、子どもの被害をどうやって回復していくのかという DV とチャイルド・アビューズ（児童虐待）の視点が欠けているということで、私は法律学が専門なので、法律学的に申し上げると、やはり先ほど出てきた親権の問題、日本では面接交渉というコンタクト（面会権）の問題が具体的にあり、そこで DV があまり考慮されていないということです。良い父親に違いない、妻には暴力を振るうけれども子どもには違うでしょう、子どもには父親が必要でしょうという考え方が支配的なのではないかと思っています。

それから二点目ですが、誰がどういう立場で支援をしていくかということ、

日本の場合はパブリック・セクターが中心になって支援を行うわけですが、本当に当事者の立場にたって支援が行われているのかという、支援の基本的な立場の問題と、民間シェルター、民間の女性達の活動をいかに盛り立てていくのかという課題があります。民間シェルターが何十もあると申し上げましたが、財政的にどこも大変苦しい状況です。日本で始めて１９９３年に当時者が作った民間シェルターが東京にあります。しかし、そこが立ち行かなくなり、民間シェルターを今年辞めました。相談とかそういう部門は残っていますが、シェルターはとてもやっていけないということで辞めました。そういう財政の支援という問題も含めて、どう民間シェルターを育成していくのかという問題があります。

三番目が、加害者の責任の問題です。これも先ほど申したとおりです。しかしながら日本の社会は、子どもについてはお金をかける、子どもについては何かやっても、女性の問題は後に退くことが多い。日本で DV の問題が出てきて十年くらいなのですが、すぐに DV 被害者の女性の問題よりも、加害者に目が行き、加害者更正プログラムといって、今、内閣府は東京都と千葉県を二つのモデル地域にして、試験的な加害者対策をやると言っているのですが、非常に安易ではないか。先ほどのお話は大変重要だと思うのです。何のために加害者対策をやるのかという視点が欠如しているのではないか。被害者の支援も不十分な中で、加害者にすぐに目が行って、それも非常に安易な考え方で、一体誰が加害者のプログラムをやるのか、誰もいないじゃないかという状況の中で、そういった話だけが進む。一方では加害者の法的責任が明確ではないという状況をどう変えていくかということが三番目です。

四番目が DV は、DV を許容、容認していく社会の問題だと思います。ですから国も警察も、今まで何もやってこなかったわけです。その意識をどうやって変えていくのかということで、これもまたアメリカのお話を後で聞きたいと思いますが、学校の教育の問題、あるいは大人の問題も含めて、気が遠くなるような先の長い話なのですが、これは非常に地道な努力をしていかない限り、法律ができたところで状況は変わっていかないだろうと思っています。

最後にこれはやはり調査・研究があまりにも不足している、施策として結実していくような、力になるような、あるいは当事者をエンパワースするような調査、研究も含めて、さまざまな活動がコーディネートされていって、初めて DV 施策というのができていくのではないかと思っています。

日本でも今、ジェンダーフリー・バッシングというのが、猛威を振るっています。憲法改正まで話題になっています。憲法２４条の改正まで、言及されています。日本は男女平等という観点からいうと、問題の多い、まだまだ課題がたくさんある社会ではないのか。その中でも経済的な自立困難の問題、これは DV の被害を受けた方々だけの問題ではなく、日本の女性共通の問題であるという人権の問題も含めて、ベースのところで、どういうふうに私達が取り組んでいくのかという回り道のように思えますが、その回り道を避けては、DV の防止はできないのではないかと考えています。ちょうど１５分になりましたので、ここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

篠崎：　ご協力、ありがとうございました。今日はあと２時間くらい時間が要るのではないかという感じです。例えば経済的自立の問題とおっしゃいましたが、女性が逃げられるだけの経済的自立だけではなく、なぜ自立しないのかというと、家庭に居て子どもをちゃんと育てないといけないから私は専業主婦をするのですとか、パートタイムでしか働けないのですというような選択肢しか残ってないという、そのあたりまでも入り込んできます。ですから、DV に子どもが巻き込まれていくということと、今の経済的自立の問題一つとっても、子どもの問題が関わっているということに、ご注目いただけたらと思います。ここで 10 分ほど休憩をいただきたいと思います。後でご質問をどうぞご用意くださいませ。前半のご協力ありがとうございました。

司会：　これから質疑応答が始まります。

篠崎：　それでは後半のセッションに入らせていただきたいと思います。

私は大学に勤めていますが、専門は家族社会学です。これまで家族社会学という分野でドメスティック・バイオレンスの研究をまともにやった形跡が、日本の家族社会学はあまりありなく、とても自責の念に駆られている部分があります。

一つは法律ができて、DV に目を向けようといっても、被害者支援に関わらない限りは、加害や被害の実態というものが、個人情報を守らなければならないということのためがもちろんあるわけですが、ほとんど見えないというところもあるし、アプローチもできないというところがあるのです。

それで、私はシェルターを始めて２年半くらいになるのですが、その中で子どもが受けている影響の大きさというものに対しては、思うところがたくさんありましたので、今日の話は本当に貴重なお話であったと思っています。

たとえば、親の間のそのような関係から逃げるために、返って勉強を一所懸命にする子どもとか、あるいは親のことが心配で、勉強をする振りをしているけれども、全然勉強に集中していなくて、どんどん学年は進行していっているのに、４、５年生になっても、掛け算の九九もろくに言えないという学習障害の子ども、大変攻撃的な行動が多くて、他動性とか攻撃性があって、クラスの中で皆に仲間になってもらえない子どもとか、性格異常、鬱的な傾向、拒食など、さまざまな問題をもっている子どもに、直接、間接的に接する機会があり、何とかしなければ大変ではないかと思っています。小学校の段階では、そういうことが明らかになってきますが、保育所の２歳児のクラスとか、あるいは１歳児のクラスでも異常な噛み付きをするというような形で表れている。そういうことを丁寧にみていると、家庭の中にそういう暴力が繰り返されていて、お母さんが被害者であるために子どもを今度虐待しているというようなこともあるのです。

こういう問題については、本当に幅を広くとって、それであっても、だから子どもの問題ということではなく、ゆがんだ男女の支配関係、自分が中心でな

ければとか、自分が全てをコントロールしなくてはとか、自分の思い通りの、自分の所有物として家族や妻や子どもを扱うという間違ったジェンダーに対して、社会の喚起を持っていかなければならないかなと思っているところです。

今から先は、皆様方からのより具体的な実直なご質問をいただきたいと思いますので、どうぞどなたからでも、もしお差支えなければ、もし何かこれに関わっているお仕事をされているのであれば、そういうことも付け加えていただければと思います。同時通訳が入りますので、ご発言のときは、必ずマイクを受け取ってお話ください。どなたにご質問ということがあれば、どうぞご遠慮なくご指名をいただけたらと思います。いかがでしょうか。JICA の研修員の方も含めてお願いします。最初は言いにくいかもわからないのですが、どうぞ。恐れ入りますが、お国とお名前と簡単な自己紹介をお願いします。

ジョセリン（ブルキナファソ）：　どうもありがとうございます。こんにちは。私はブルキナファソから来ましたジョセリンと申します。この問題に関して、コメントさせていただきたいと思います。その前に、今回このトレーニングを通じて私の国の女性たちのためになることを私に発見させてくれた（財）アジア女性交流・研究フォーラムと日本政府にお礼を申し上げたいと思います。

そして本日の講演者バンクロフトさんとシルバーマンさんがお書きになった「DV にさらされる子どもたち」の本に関して、私はお二人に感謝しています。と言いますのも、1999 年にフランスでベストセラーになった本がありまして、その本はお二人の著書と同じ問題を扱っているものの、表現のスタイルが違うのです。

私はその本を買い、読み始めました。タイトルはフランス語でしたが、英語に訳しますと「セクシャルハラスメント」で、「モラルハラスメント」ではありませんでした。フランス語では、*harcèlement moral* という意味です。著者の名前は忘れてしまいました。その本は今、私の家の書斎にあります。

表現のスタイルは直接的で、私は 3 ページくらい読んだところで、あまりにも表現が直接的なものでショックを受けてしまい、それ以上読み続けられなくなってしまいました。

ですから研修のオリエンテーションでこの本をいただいたとき、タイトルを読んで私は心のなかで神様に祈りました。どうかこの本は最後まで読むことができますように、と。そして私が感謝しているのは、一つには、この本の 6 ページの 2 行目にあるように“きっかけとなりやすいのは同棲の開始、結婚、最初の妊娠、最初の子どもの誕生など（本文より）”となっていることです。フランスでベストセラーになった本はケースバイケースで事例ごとに内容がくわしく描写されているため、あまりにもショッキングで読み続けられないのです。

でもお二人のような表現のスタイルは真の意味でのフィールドワークであり、私たちは読んでいてこれが客観的な作業であると感じますし、レクチャーのなかでも虐待者のプロフィールを説明していましたが、私はレクチャーを聴いていてこれは自分の国の事例と同じだと思いました。昨日、研修コースリーダーとの会合で、このセッションの後、私はこのシンポジウムから自分が何かを得られることを期待していると申し上げましたが、確かに得るところがあったと思います。ブルキナファソに戻りましたら、私はこの問題だけにテーマを絞った調査研究プログラムを行うつもりです。と言いますのも、私の国では、誰もこの問題について人前ではしゃべらないからです。でも女性たちを見れば、彼女たちが苦しんでいることがわかります。

私の国における最も重要なジェンダー問題のひとつは、フランスやヨーロッパの人たちが“ブルー”と呼んでいるものではなく、物理的な苦しみのプロフィールです。それは女性たちの心の中を読むことでもあります。家庭内暴力ゆえに、文化ゆえ、伝統ゆえに、わが国の女性たちは DV について語りたがりません。彼女たちは苦しみを自分のなかに抱え込んでいますが、それはあまりにもつらいものです。

私は女性推進省の事務局長なのですが、私がやりたいと思っている調査研究プログラムとは別に、法律を策定する方向性の問題があります。これに関して、女性のなかには私のところに来て話をしていく人たちもいまして、私たちはそういう人たちの話に耳を傾けますが、しかし私たちには耳を傾ける以外に何の手立てもないのです。ですからこの本に書かれている方向づけは、私たちが今後、特に女性に関して何をすればいいのかを考える際に、政策を提案する大きな助けになるでしょう。わが国には、私の省とは別に人権推進省（Human Rights Promotion Ministry）という省もありますので、今後連携を図っていきたいと思います。もう一度、私に示唆を与えてくださったことにお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

篠崎：　ありがとうございました。ブルキナファソのジョセリンさんのお国では、DV のような事柄について公のところで話すということ事体が、タブーみたいになっているとおっしゃいました。しかし帰ったら、是非こういうふうなワークショップを自国でやりたいというふうにおっしゃっているのではないかと思います。ありがとうございました。それができると思ったのは、この本の書き方が、あまりにもストレートではなく、いろいろな調査が理論化されていて、説得性があるというようなことに力をつけられたというふうにおっしゃっているのではないかと思います。次のご質問は、いかがでしょうか。JICA の研究員以外の方でもご遠慮なく、どうぞおっしゃってください。

マセル（フィリピン）：　私はフィリピンから来ましたマセルです。私の質問はちょっと変かもしれませんが、虐待者がすでに社会に組み入れられているという研究が何かあるか、うかがいたいと思います。そして暴力が再び起きているのか、たぶん、同じ妻に対してでなければたとえば新しいパートナーに対して虐待が行われているのか、その後も暴力が起きているのか、それとも圧力や虐待者に対して行われた治療によって暴力は止まっているのでしょうか？　ありがとうございます。

シルバーマン：　とても良い質問です。それはとても重要な質問でして、私たちは虐

待者への介入について議論していますが、確かに、この虐待者への介入を支持する立場に私たちは立っているからです。リサーチの結果が示すところによれば、男性の多くはそのようなプログラムを受けた後も、多くの場合、暴力を止めさせるのに有効な制裁がないために、何らかの形の虐待行為を再び始めていますが、その際、特に身体的な虐待行為に関しては、第一期、すなわちプログラム終了後 1 年くらいは起きていません。

虐待行為の終息が見られないのは、精神的な虐待に関してです。残念ながら相変わらず人々の関心の主流を占めているのはコントロールを維持することですが、法制度によって制裁を加えられることに対する恐れを利用してそういった人たちに暴力を思いとどまらせる方向へ戦略上の転換を図ることが注目されます。つまり、私たちが本当にその男性の行動を追跡・監視して、基本的に犯罪に対する制裁が本当に加えられるという脅威をかなりの長期にわたって与え続け、もし虐待が再度行われた場合には刑務所に入れられる可能性があるというような非常に厳重な刑事裁判制度です。長い期間にわたって変化を見ることは非常に困難です。なかには変化を見せる男性もいますが、大半の男性にとって、こういったたぐいの介入は一度きりでは十分ではありません。

新しい妻についての質問もありました。今日のプレゼンテーションでは触れることができませんでしたが、とても重要なポイントだと思いますのは、番クラフト氏が紹介した虐待者たちの特性はすべて彼女たちには関係のないところにあり、虐待者が暴力を振るう際、そばにいるのがどんな人かは関係ありません。ですから、一つの人間関係が終わって新たな人間関係が始まったとき、この種の虐待行為は継続される傾向があります。このことは多くの男性に共通していて、彼らはみな女性のパートナーに対して同じような期待を持っています。

そしてこれはとても重要なことでして、と言いますのも、このことは男性が最初の妻と離婚した後のその男性の子どもにとても重要な意味を持っており、おそらくその子どもは、その先の人間関係において決して止むことのない父親の虐待行為にずっとさらされる可能性がきわめて高いからです。

バンクロフト：　一つだけ付け加えさせていただきますと、強い意志による告発と重い刑罰を与えることはカウンセリングによる介入そのものよりも虐待行為を減らすうえではずっと効果的であることをリサーチは示していますが、しかしこの両方を合わせることが虐待行為を止めさせるうえでは一番効果が期待できるということです。

ですから、非常に強力な 1 対１の虐待介入プログラムと非常に強力で厳重な法制度を組み合わせて現実的かつ効果的な結果を導き出すことが、虐待行為を減らすうえでもっとも期待できる方法です。

実情を見た際のもうひとつ別のポイントとして、私のところに来る依頼者の視点で見ますと、刑務所に入れられる、保護観察処分を受ける、あるいは罰金を科せられるといった法的措置のなかで、彼らは罰金を払うことを本当に嫌がります。それは彼らにとってとても重大なことでして、しかし彼らにとって重大なのは罰金だけではありません。彼らが非常に嫌がることが他にも２つあります。一つは、自分の子どもに会えなくなること、もう一つは女性との関係を失うことです。

ですから、虐待者が変わっていくのを助長させるために私たちにできる２つの方法として、別居後に子どもを引き離すこと、少なくともある程度の期間、必ずしもすべての接触を禁止する必要はありませんが、ある程度、別居後の子どもとの接触を制限することです。そしてそうやって子どもを引き離しながら、虐待を受けた女性が男性との関係を断ち切れるように精神面、法律面、経済面で支援を提供することです。虐待者は、自分にとって大切な人間関係を２つ、３つと失うと、自分自身が変わることに対してもっと真剣になります。

シルバーマン：　もう一つ、今日お話しできなかったポイントをここで付け加えておきたいのですが、これは虐待者への介入について語るとき、とても重要なことでして、私たちはここ日本でたくさんの方々とお話ししていくなかでこのこと

が分かりました。

それは何かというと、ここ日本でこういった介入をする際に支配的になっている考え方のモデルは、いわゆる怒りのマネジメントという発想です。アメリカで私たちは、そういうプログラムのモデルに取り組んできました。私たちのリサーチで明らかになっていることは、怒りのマネジメントは家庭内暴力の問題を扱ううえでは何の役にも立たないということで、怒りのマネジメントは場合によっては問題をもっと難しくすることもあり、それによって虐待者を改心させたり、女性や子どもの安全が確保されるとは考えにくいということです。

バンクロフト氏がよく言われていることで、私も非常に重要だと思っていますのは、虐待をする男性は怒っているわけではない、また虐待的だからといってその男性が怒っているわけではない、ということです。彼らは怒っているから虐待するのではありません。そういう男性は女性のパートナー、妻、子どもから常に大切にされる権利が認められ、常に一家の中心であるために、日常的に非常にイライラしていて、そういった期待に十分に応えることは誰もできませんから、多くの人に対して強い憤りを感じているのです。
ですから常に強い怒りをもっていますが、でもそういった怒りが問題なのではありません。怒りを導いているのは虐待的な思考回路であり、この虐待的な思考回路こそを、介入のターゲットにする必要があるのです。ですから、まさにそういった思考回路をターゲットにした虐待者への介入こそが適切なのであり、怒りのマネジメントやコミュニケーションのスキルは、こういった類の事柄には役に立ちません。

篠崎：　ありがとうございました。大変有益で明確なお話だったと思います。

メナ：(東ティモール)：　発言の機会を与えてくださってありがとうございます。私は東チモールのメナと申します。ご存知のように、私の国は世界で一番若い国です。ですから虐待者という言葉についても、たぶん私がこの言葉を聞いたのは今回が初めてだと思います。私の国はやっと家庭内暴力のキャンペーンにつ

いて考えるようになった段階でして、私たちの間でこの言葉について話し合ったことは一度もありません。現状では、私たちはまだ家庭内暴力に関する国際法に従っていまして、妻に暴力を振るった男性は逮捕されて 72 時間刑務所に入れられ、その後、裁判にかけられます。

　でもここで私がお聞きしたいのは、みなさんの研究のなかで、男性が虐待者になる原因、あるいは親が虐待者になる原因についての調査は行われているのか、ということです。ありがとうございました。

篠崎：　ありがとうございます。大きな質問が戻ってまいりましたが。

バンクロフト：　虐待の原因は何なのか、というのはとても重要な問題だと思います。これには実に多種多様な要因が含まれていまして、実に多くのことが影響を及ぼしていますから、調査研究を通じて答えを出すに容易い問題ではないと思います。しかし、調査によって明らかになっていることもいくつかありまして、実際、特にシルバーマン氏のリサーチや他の研究者のリサーチによって明らかになっている要因のなかには、間違いなく非常に重要なものもあります。

　そのひとつとして、自分の母親を虐待している男性のそばで成長した少年がみずからも虐待者になる傾向は、そういった環境で育たなかった少年よりも強いということが明らかになっています。

　もうひとつ、非常に大きな影響力を持っているのが思春期をどういう環境で過ごしているかでして、女性に対して非常に乱暴な人間と友だちづきあいをしていたり、あるいは実際に女性の友だちを虐待しているような友だちと一緒にいる傾向がある少年は、その影響を強く受けています。

　他に何か、リサーチに基づくデータやリサーチで確認されたデータはありませんか？　どなたかお話しいただけませんか？

シルバーマン：　今バンクロフト氏が話されたことはすべて、将来の虐待行為を予見するうえで優れた要因であり、これは私たちがここで話してきた思考回路につながります。私は常々、自分たちのリサーチは焦点を一点に絞る必要があると考えておりまして、実際、そうできるように努めている最中なのですが、このリサーチは必ずしも満足のいくものではなく、私たちはもっと良い仕事がしたい、思考回路がどのように形成されていくのか、その形成過程を理解しようと取り組んでいます。家庭内暴力に関係している要因にはひとつの不変性があるように思われまして、そして私たちの理解では、またバンクロフト氏も、今日は話されなかったかもしれませんが、これについて言及されているように、家族、家庭というものが非常に重要な要因になっているのです。

家で家庭内暴力にさらされている人は、自分がさらされているこのような抑圧の思考回路に同化するか、それとも反発するか、そのどちらかの道を選択することを迫られます。今私は同化か反発か、と言いましたが、それは、家庭内暴力にさらされてきた多くの人たちが、自分自身のその先の人間関係において決して虐待者にはならないと固く決意しているからです。しかし間違いなく、家庭内暴力にさらされてきた人たちのうち、高いパーセンテージの人たちが、やがてこの罪を犯しています。アメリカで私たちが困難な時期を経験したからなのですが、DV を受けた経験が女性に及ぼす影響とそれが少年少女に及ぼす影響は同じではないということを知ることも重要です。男の子は DV を経験した場合、DV 加害者になる傾向が強く見られます。しかし、女の子の場合は一貫してではないのですが、被害者になる傾向が強く見られます。これは私たちが研究団体でしばしば発言しようとしてきたことです。はっきりすべき点は、私たちの活動は加害者の行動を予測し阻止することに重点を置いており、誰それの虐待を予測することが目的ではないという点です。しかし、バンクロフト氏が最後におっしゃったように、このことをよく理解するためには、私たち自身がもっと努力する必要があると思っています。

一方、研究では証明することの難しい論理的解釈も存在します。暴力、とくに DV は、女性の価値を貶める政治的・法的・文化的制度の非常に極端な性差別主義

の形だという解釈です。ほとんどの社会では、その歴史の大部分の中で、男性は自分の妻子に対して自分のしたいことをできる絶対的な法的権利を持ってきました。これは確かにアメリカでは当てはまりますし、私の知る限り、この事が当てはまらない国に遭遇したことは一度もありません。ですから、私たちはこの非常に長い歴史を終らせようとしているのです。

特に、ごく短い滞在期間中にここ日本で聞いたことや、その他の JICA の研修員から聞いたことなど、私たちは皆驚くべき事を成し遂げてきました。私たちはこの実情を終らせようと、驚異的なことを行っています。しかし、私たちの歴史の結果であるこのような要因を払拭するには、さまざまな段階ごとに途方もない量の作業が必要になります。ある人物の病状を予見するような簡単な仕事ではありません。

バンクロフト：　私が研究の中で、思いがけなく発見した二つの興味深い点を挙げさせてください。一つは、アメリカのエド・ガンダルフという研究者が行った非常に広範囲な心理テストです。これは虐待プログラムの DV 加害者たちを対象に、MCMI と呼ばれるメンタルヘルスでは高い評価を受けているテスト方法を使って実施されました。このテストで虐待プログラムのほとんどの DV 加害者たちは、精神的に全く正常であることが分かりました。そしてこの結果はシルバーマン氏がおっしゃっていること、つまり、この問題を歴史的かつ文化的な問題であるとみて取り組むほうが、ある特定の男性について彼をこのような問題へと駆り立てた特殊な情動的傷害を持っているかどうかその経歴を調べるよりも、非常に意義があるという説を裏付けています。

シルバーマン氏の研究によると、暴力を受けた少年が成長して自ら暴力加害者になる場合、その原因は主として彼らの心へ及ぼされた影響ではなく、彼らの精神へ及ぼされた結果であること、さらに、暴力による情動的傷害ではなく、主に彼らの信念体系へ及ぼされた結果であるということです。暴力が原因で非常に深刻な情動的傷害を被っているのかもしれませんが、そのことが結果として暴力やその他の問題につながるということではありません。

もう一つの興味深い研究は、虐待する母親に育てられた少年たちが、そのような母親の存在が原因で女性を嫌悪したり憎んだりするようになったか、さらにそのために彼らが虐待者になったか、という研究です。その結果、虐待する母親に育てられた少年たちとそうでない少年たちとでは、女性に対する態度に違いがないことが分かりました。

その一方で、虐待する父親に育てられた少年たちは、そうでない少年たちに比べて女性に対してはるかにネガティブな態度をとることも分かりました。このようなネガティブな態度は男性に対しては見られず､あくまで女性に対して見られました。つまり、少年たちの女性に対するネガティブな態度を作り出す原因は、虐待する母親ではなく、虐待する父親なのです。

篠崎：　ありがとうございます。今、加害者が心に傷があるので加害者になるのではないということでしたが、日本の中では、意外と心に傷を持っている男性が加害者になっているという考え方が流布しているのです。そうではなく、普通の精神的になんら問題のない男性が、加害者にたくさんなっていっている。これは文化、教育、信念体験の問題なのだというこの指摘は、非常に大きいなと思いました。これはこれからフォローしていかなければならない問題だと思いました。他に誰か。ご質問はありませんか。

原ひろ子：　先ほどの話に戻るのですが、バンクロフトさんがおっしゃっていた加害者プログラムと法的な制裁を組み合わせたときに、加害者対策は、少しは有効であるということでしたが、税金をどういうふうに使うのかという観点から見ると、同じ税金を使うのならば、被害者救済の方にまずお金をかけて、いろいろな制度や施設、人を整えていく方が、社会政策的にみると有効だとお考えでしょうか、ということが第一の質問。

二番目の質問は、加害者に対するカウンセリングと法的制裁の両方できる前に、それでもある程度、加害者カウンセリングとか法的制裁を行う場合、加害者の複数人を同じようなところに集めて、制裁を加えたり、ないしはカウンセ

リングしたりすると、その人たちは通告されたときに、どうやってお巡りさんに対して言い逃れるのか、どういうふうに被害者に対してもっと上手に振舞うのかとかを勉強してくるから、グループカウンセリングはだめで、加害者とのカウンセリングは一対一の方が良いとか、色々な説が日本では議論されているのです。これについてコメントをいただきたいのですが。シルバーマンさんにも後で教えていただければと思います。

篠崎：　日本では加害者更正プログラムというのが、積極的に取り組みが行われ始めています。ですから今のようなご質問が出たと思います。積極的までいっていない、優先順位が少し高くなっているということでしょうか。どうぞ。

バンクロフト：　まず予算の優先事項への質問については、公的資金はまず暴力を受けている女性とその子どもたちのためのプログラムへ優先的に投入されるべきであること、そして資金は暴力介入プログラムが暴力を受けている女性へ本当に適切なサービスを行い、しかるべき機能を果たしているならば、そのプログラムのみに投入されるべきであるという意見に私は全面的に賛成です。概して暴力介入プログラムは DV 加害者が費用を支払うべきもので、私たちはプログラムの機能存続をサポートするのに妥当な金額の支払いを要求しています。それは聞くほど簡単なことではありません。なぜなら残念なことに、加害者がプログラムへの支払い金を被害者である女性からもらうというのは実際今でもよくあることだからです。このように DV の問題には常にしわ寄せが生じ、さらに複雑さが加わっているのです。

DV 加害者プログラムに関する質問への私の答えとして、このプログラムが行っている活動をじっくりモニターすることの重要性を指摘したいと思います。理想としては、政府機関や地元の DV 被害者女性の支援者がモニターを行い、ときにはグループに参加したり､彼らが行っていることを観察したりするのもいいと思います。もしそのグループ活動が男性を助長したり、自分の言動は良いのだと感じたり、あるいは自尊心の育成に手を貸しているのであれば、そのプログラムは満足のいくものではなく、そこで打ち切られるべきです。プログラムの目的は、男性に虐待についての教育を施し、彼らが変わるようにチャレンジさせていくことだからです。

シルバーマン：　バンクロフト氏の発言をさらに強調したいので少し付け加えますと、間違った暴力介入プログラムは、プログラムが全くないよりもっと危険です。いや、はるかに危険です。

篠崎：　ありがとうございます。どうぞ。

チィ・プット：　ありがとうございます。私の名前はチィ・プットです。インドネシアから来ました。女性エンパワーメント省で働いております。私の考えでは、家庭内暴力はパートナー同士の、あるいは夫婦間の権力配分に不均衡があることから生じます。ですから女性の能力を開発することによって、女性に権限を与え、パートナーと同等の立場に立たせることが最善の方法だと思います。家父長制もまた大きな問題です。これはジェンダー・バイアスです。男性は家父長制のもとでは自分たちが家族の長であり一家の大黒柱だと思っています。これは最初に取り組むべき課題だと私は思っています。と言いますのも、私がこれまで見てきた先進国では女性が力をつけるほど男性は自分の役割を持っていかれると感じていました。ですから、パートナーとの力関係のバランスをとることが最善策ではないかと思います。さらに、労働や法律、とくに家庭や生産に関する法律を分割するためには女性の教育が最も重要だと思います。

　ここでインドネシアでの私の体験を皆さんにお話ししたいと思います。インドネシアにはまだ家庭内暴力防止法がありません。まだ法案の段階です。しかし、その体制、つまり NGO や政府がこの問題を解決する仕組みは既に存在しています。私が所属する女性エンパワーメント省および厚生省、国家警察は、専門の婦人警官が DV 犠牲者に面談することに合意するという覚書を交わしています。とくに家庭内暴力の犠牲者の大半は女性ですので、彼女たちはその婦人警官に相談することができます。また査察での面談方法は、女性がそこでも暴力と遭遇することがないようジェンダーに配慮されたものでなければなりません。そこでパネリストの方々にお尋ねしたいのですが、日本やアメリカではどのように地域社会と一緒にこの問題に立ち向かっているのか、その経験をお聞かせください。よろしくお願い致します。

シルバーマン：　お尋ねの件と、先程述べられた内容で、女性・子どもの権利に対する男性の権利の問題に付随する家父長制および思考体系について、少しコメントさせていただきたいと思います。今おっしゃったことは事実だと思います。その事実がどのようにして生まれたのかを私の初期の研究でも見ることができますが、家庭内にそのようなイデオロギーの対立がある場合、家庭内暴力、それも極度の家庭内暴力は最も一般的に起こります。家庭内暴力が最も見られない家庭とは、夫と妻の双方がジェンダーの平等を信じている家庭です。

次に家庭内暴力が多く見られるのは、夫婦ともに男性が一番権力があると確信している家庭です。そのような家庭では家庭内暴力がやや多く見受けられます。その中でも家庭内暴力が最も多いのは、男性が自分は妻子を支配する権限を持っていると思っているが、女性はそう思っていないという家庭です。実際そのような女性は何とかして人間としての自分の権利を主張しようとしています。

社会が変化するにつれ、これはアメリカの実情なのですが、家庭内暴力がなくなることは残念ながら期待できません。男性は権力者を好むので、この葛藤は今なお継続中です。多くの男性は、自分が正当だと見なす家族への権力を守るために強引に家族を支配しようとますます必死に戦うでしょう。そして数々の対立に直面しながら、さらに権利を強く主張するようになるでしょう。ですからそれがちょっとやりにくい点なのです。女性のエンパワーメントは明らかに必要であり、重要な問題なのですが、私たちは同時に男性に対しても働きかけなければなりませんし、その作業は残念ながら非常に困難です。

バンクロフト：　私のコメントはシルバーマン氏がおっしゃったことと部分的には同じですが、ほんの少し違う言い方をしますと、家庭内暴力が配偶者間の不平等から生じるという発言には全面的に賛成ですが、一方で男女間の不平等は家庭内暴力から生じているとも言えます。それは結果であると同時に原因でもあります。

また、社会を通して女性に起こっている家庭内暴力や性的虐待は、いかに女性の

自由が奪われているかという点で非常に重要です。だからこそ私たちは性的不平等撲滅の一環として家庭内暴力をなくさなければなりませんし、家庭内暴力撲滅の一環として性的不平等をなくさなければなりません。両方の取り組みを、連携を取りながら互いにフィードバックしあう体制で進めていかなければなりません。

私が思うに、現在アメリカでは女子の育て方に大きな変化が見られますが、男子の育て方にはそのような変化は見られません。私たちはこれでは不十分だとみています。そこでシルバーマン氏の発言をもう一度繰り返すようですが、私たちは両端から問題に取り組まなければなりません。

またいかに地域社会と一丸となってこの問題に立ち向かうかという点については、アメリカで非常に効果を挙げているモデルが一つあります。それは多岐の分野にわたる専門作業委員会を作り、例えば毎月多くの異種団体から人々を集め、その地域社会で起こっている家庭内暴力の問題をいかに改善していくかについて作戦を練る、という方法です。そこで私たちは DV 被害者女性のプログラム、DV 加害者プログラム、教会や寺院、児童福祉組織、そして警察からも代表者を集めるよう努力しています。さらに裁判所の代表者にも来て頂ければ理想的ですし、地元のセラピストやメンタルヘルスに携わる人、心理学者にも集まっていただけるようにしたいですし、このように人々があらゆる専門分野を持ち寄れば、政策面での重要な進展や、一丸となって問題解決に努力するという連帯関係を得ることができるでしょう。このような専門作業委員会の一部には現在具体的に立ち上がっているものもあります。十分な活動とはいえないかもしれませんが、地域社会において暴力を受けている女性の子どもたちをどのようにして助けることができるかを具体的に話し合い始めています。

篠崎：　ありがとうございました。色々な研究所や関連機関に専門職の人が集まるということは大変魅力的ですが、それぞれの分野にこの問題に対する周知、実態の認識が日本ではどのくらい広まっているのかなと思うと、まずそこからスタートしなければならない難しさがあるように思われるのです。お待たせしました。もう一人、手が上がっていました。

ジョセリン（ブルキナファソ）：　ありがとうございます。私からの質問は講演の内容全体に関するものです。そのテーマの講演をされて以来、それに対する男性の反応はいかがですか？

バンクロフト：　何への反応ですか？

ジョセリン（ブルキナファソ）：　あなたの社会における男性の反応です。

バンクロフト：　女性の地位向上に対する、という意味ですか？それとも？

ジョセリン（ブルキナファソ）：　はい。つまり、あなたがそのテーマを研究するにつれ、公然と加害男性を非難されるという社会現象がおきていますが、あなたのいる社会での男性の反応はいかがでしょうか？

篠崎：　それでは、時間も迫ってまいりましたので、それぞれのパネリストの方は、今のご質問に対するお答えを含めて、全般的に本日のシンポジウムについて、もっとこういうことを言いたかったということがありましたら、付け加えていただけたらと思います。では、戒能先生から。

戒能：　加害者プログラムとか、加害者の法的制裁とか、加害者問題に議論が集中したかと思います。DV とチャイルド・アビューズ（児童虐待）を、どう総合的に取り組んでいけばよいのかということで、もし時間があれば日本に対するサジェスチョンをお二人にいただきたいと思います。

　この本の中でも親権の評定に DV の要因を非常に重視して、子どもの立場から親権について判断をしていくということなのですが、司法のジェンダー・バイアスの問題というのが、日本の場合未解決の問題としてあるわけです。司法のシステムが、日本とアメリカでは大きく違いますが、そういう専門家への教育とか研修とか、その辺もお話を聞きたかったと思います。

それから、先ほど信念体験の話は、重要だと考えていますが、例えば暴力的な人間にならない、そういう信念体験を持たないでいくというときに、これはメディアの問題もあるし、教育だけの問題ではないと思いますが、教育が、加害者になった後では遅すぎるので、そうではなくて若い世代の人、本当に小さいときからの教育が重要だと思うのですが、どういうことが可能なのかということも考えていかなければなりません。

子どもへの暴力のところで、性的虐待の話が出てきましたが、これも母親への性的虐待と子どもへの性的虐待の問題があって、これは一番深く潜在化されて、外に出てこない問題です。もし子どもが性的虐待を受けたときの子どもへの支援ということも、DV だけではなく、性暴力一般に日本ではほとんどされていないのですが、お二人からその辺の話も伺いたかったと考えています。

最後のご質問ですが、それだけリアクションがあるほど日本の女性は躍進しているのかという思いがあります。DV や性暴力の問題を考えるときに、お話に出てきた男の既得権が侵害された、領域を奪われるという認識が非常に強いのではないかというのがあります。暴力を振るうのは、一部の特殊な男性で自分の問題としていない。日本の男性が男らしさとか男の問題として捉えていないというところが、私は一番の問題だと思っています。関係ないというふうに思っていて、自分は悪くないとまず思い、被害者の方が悪いと責任転嫁をします。自分の問題ではない、自分とは関係ないという男たちが、これからも居続けるのであれば、この問題は全然変わっていかないだろうなということを考えています。一応ここで終わりにしたいと思います。

篠崎：　それでは、コメントに入る前に、お二人に戒能先生がおっしゃった四つの質問について、簡単にはいかないかもしれませんが、少し話しをしていただけますか。DV とチャイルド・アビューズをどう総合的につかまえていくのか、どう対処していくのかということについて、日本ではまだきちんと整理されているとは言えないので、どういうところから具体的に始めればよいのかをアメリカのご経

験から教えていただきたいということと、親権の問題を考えるときに、司法のジェンダー・バイアスが日本では格別に大きく、手付かずである。それに対してアメリカではどのようにアプローチされたのか。暴力的な人間に育っていかないために、どのようなことが必要なのか。教育でもメディアでも他のことでも。それから性的なアビューズ、これは母親に対しても、子ども対しても両方あると思うのですが、日本ではこれも全くといっていいほど手付かずなのですが、アメリカではどのようにサポート、救援していらっしゃるのかという四つの質問がありました。

バンクロフト：　これには大変多くの異なる問題が含まれますので、シルバーマン氏も私も答えが前後したりするかもしれません。

最初に、家庭内暴力の問題を取り上げることへの男性の反応はという、ジョセリンさんの質問にお答えします。私には男性の反応が非常に変化してきていると思います。私は約 17 年前に家庭内暴力に関する活動を始めました。当時はこのテーマに対して男性はとても身構えていたと思います。講演を行っても客席にあまり男性がいないことがほとんどでした。客席にいた男性が怒り出したり、私が男性全般についてよからぬことを言わないように注意していたにもかかわらず、男性全般をけなしたと言われることがよくありました。男性方は実際これを男性と女性のバトル（戦い）だと見なしていました。

そして現在はまったく違ってきているのが分かります。講演には当時よりはるかに多くの男性の聴衆が来ています。彼らは今や、家庭内暴力阻止の取り組みを完全に支持してくれており、女性たちや自分の妻といかにいい協力関係でいるかということについて 15 年前よりはるかに多くの注意を払っています。男性たちの多くは、これは男性の問題でもあると気付いているようです。なぜなら、暴力をふるう側は大抵男性であり、傷つける相手は自分たちの愛する女性だからです。犠牲になるのは、私たちの娘であり、姉妹であり、母親であり、従妹であり、時には親しい女友達でもあります。私の私生活でも、私が話すほとんどすべての女性が暴力または性的虐待を受けた経験があったり、あるいはその女性の愛する誰かに同じようなこと

が起こったりしています。

虐待を受けた女性と自分がいかに緊密な関係をもっているかに男性が気づいたとき、彼らは自分が大切に思っている女性たちに起こっている問題なのだと気づき始めます。そうして、私は驚異的な変化を目にしてきたわけです。

残念なことですが、アメリカでは暴力加害者たちの間に家庭内暴力政策の進展に対抗する非常に強力な組織勢力があります。例えば、アメリカの連邦法、女性への暴力に関する法令の更新が審議されたとき、その DV 加害者たちの組織は必死でそれに反対する働きかけを行いました。幸いにも反対運動は失敗し、法令が更新されました。また、彼らは親権や監視なしに子どもと会う権利を守るために、特に熱心に活動を行っています。

さらに DV 加害者たちは「父親の権利団体」という名称の組織を作っていますが、その組織の活動は実際には父権とはそれほど関係がありません。彼らの真のねらいは、暴力や近親相姦の加害者の関心を増長させることや、女性・子どもたちが暴行や性的虐待のない生活を送る権利を獲得しようという動きを抑えることです。男性の反応についての私のコメントは以上です。

シルバーマン：　非常に紛らわしくなるかもしれませんが、男性の反応という点でバンクロフト氏の発言を繰り返しますと、確かにそのような組織的な反発があります。それは数的には、彼らの声の大きさから想像するような膨大なものではありません。

他方で私は若者たちといろんな活動を行っています。実にこの 3 年間で、5 年間でなく 3 年間でですが、私はかつて存在しなかった数々のグループに会いました。高校生や大学生の若者たちのグループです。青少年が性的虐待や女性への暴力に反対する集団を作っているのです。彼らはこの問題を彼らが暮らす社会における最も一般的な人権侵害のひとつであるととらえ、基本的人権を助長することに大変関心を持っています。

このような若者の動きは非常に心強いものですが、私たちがここまで至るには、非常に長い時間がかかりました。ゆっくりした進展ではありますが、状況は実際に変化しました。私たちにはまだまだ進むべき道のりがありますが、これまでになされた活動のすべてを通じて、この 10 年、20 年の間に事態は確かに変化しています。

バンクロフト：　私はときどき思うのですが、家庭内暴力に関していくつかの大きな前進をみせているアメリカやその他 2、3 の国々を、魔法を使ったように進展が起こった場所だと人々は考えているようなのです。でも実際はそうではありませんでした。そのような国々で暴力を受けている女性たちの運動の成果だったのです。個人や組織からのすさまじいまでの抵抗に対する、大きなリスク、ものすごい勇気、骨の折れる活動や戦い、そういったものが生み出した成果だったのです。だからあきらめないでください。あきらめなければ、あなた方も成功するでしょう。

私たちにもまだこれからやるべきことが残されています。このような戦いでは必ず話し合うこと、ともに学ぶことが必要です。あなた方が私たちから学ぶ必要があるのと同じだけ、私たちもあなた方から学ぶ必要があります。そして連携をとって互いの運動をいかにサポートするかが非常に重要です。

私たちの日本への提案に関する質問についてですが、もうほとんど残り時間がないと思います。私はすでにかなりの話をしましたし、シルバーマン氏もすでに幾つかの重要な話をしました。ですが、さらに 2、3 点付け加えさせてもらいます。

一つは、私たちが今まで話していたことに関連していますが、男性の支持者の育成がいかに大事かという点です。今朝 JICA 研修員とこのことについて少し話しましたが、反発の影響を弱める方法のひとつは男性との関係構築に取り組むことであること、彼らは女性・子どもへの暴力反対を世間に伝えることを厭(いと)わないだろうという内容でした。

私のもう一つの提案は、性的虐待の問題を家庭内暴力の問題と関連づけて考えよということです。この二つは同じ問題ではありませんが、非常に密接に関連してい

ます。そこで私たちは女性の性的虐待だけでなく、子どもの性的虐待についても同時に取り組んでいこうとしています。性的虐待は男子と女子の両方に起こりますが、男子よりも女子に起こる場合が多いのです。

それが女性から自由を奪っているもう一つの重要な側面であることがわかってきています。研究によると、少女時代の性的な虐待が原因で受けた情動的傷害が、その女性の成人後の生活を非常に困難なものにしている要因のひとつであるということです。このように女性への抑圧要因の断片は絶妙に織り交ぜられており、それぞれに対して対策を行う必要があります。

学校組織や児童福祉組織の活動に取り込むことはとても重要だと思います。そうすることで、支持者を育成し、その人たちを研修に参加させることにつながり、子どもたちやその母親への手助けとなると思われるからです。

最後に、家庭内暴力の事例に関するアメリカでの保護状況についてですが、非常に悪い状況です。というのもアメリカの DV 被害女性の運動で一番達成できていない点は、保護に関する領域だからです。この領域は大きな焦点のひとつで、アメリカにおける暴力被害女性運動関連の他の多くの活動においても焦点となってきています。ですから、保護に関する領域は暴力を受けているアメリカの母親にとって特に困難な活動領域ではありますが、今後数年間でようやく進展が見られるようになるだろうと思っています。

シルバーマン：　裁判所の状況とジェンダー・バイアスの問題が出ましたが、その点に少しだけ付け足します。裁判所は間違いなくジェンダー・バイアスと関係があります。裁判所というのが最も改善の難しい場所である理由のひとつは、やはり権力の問題です。少なくともアメリカの家庭裁判所における場合には、非常に権力のある裁判官がそのような事件を扱います。この問題に対応するためにはトレーニングが重要でしょう。人々にはもっと情報が必要です。そのような情報を持ったうえで、多くの活動家たちの作業に熱心に取り組めば慣習は変わるかもしれません。

たとえば私たちが理解している調停とはこうです。あなたが日本で離婚を求めているとしたら、あなたは虐待者であるご主人とともに調停に行くことが求められます。これは家庭内暴力の前歴があろうが、絶対です。このようなことは今もアメリカのあちこちで起こっていますが、それでも裁判所の要求はどう考えても不適切だと広く理解されています。DV 加害者は調停で威嚇することに非常に慣れており、威嚇されるうちに女性は恐怖をおぼえトラウマを抱えてしまうような場合は、結局、和解という形になります。しかしこれは女性にとっても、その子どもたちにとっても安全な方法ではありません。よってこの事実を理解し、止めさせねばなりません。

それにはトレーニングが重要です。その監督も重要です。というのは明らかに多くの人々がトレーニングに抵抗感をもっているからです。とくに、残念ながら最も教育レベルが高く権力のある人々の中にその傾向が見受けられます。裁判所で監督してもらうということは非常に困難ですが、もし仮にも可能なら行われなければなりません。人が権力を悪用すると、その付けがまわってくることもあるのです。

その他の点については、バンクロフト氏が言及したような支持者の育成や学校職員の育成等です。氏のおっしゃるとおり、家庭内暴力や児童虐待の経験やその防止といった点で、学校で子どもたちに何が行っているかを理解する必要があります。私たちは非常に重要なことについては多くを語らなくなってきていますが、もし本当にこの社会を変えようとするなら、被害者のケアが極めて重要でしょう。

私たちは子どもにも若者にも、尊敬し合える健全な関係とはどんなものかを話し、暴力を容認できないものと見なすよう働きかけてきました。他の社会においても、私たちは暴力を容認できないものにする必要があります。そこで、雇用主がたいへん強力な社会組織であるようなこの日本では、アメリカも同じですが、そのような活動領域で家庭内暴力を認めないものにすることが重要かもしれません。なぜなら、非常に大きな社会的コストを課することによって、人々が自分たちの行動を変えることに最大の関心を払うようになるかもしれないからです。

その他の緊要な問題は養育費です。経済的な虐待は離婚後なくなるケースが多い

ですが、男性は養育費の支払いを要求される必要があり、その後は裁判所からの支払いの強制が必要です。それが男性自身に任されているため、さらに監督もないので、養育費が男性の前妻や子どもに対する武器として使用される恐れがあります。妻子を傷つけ再び自分の元へ戻ってこさせようと、養育費が悪用される恐れがあります。アメリカで私たちが推し進めているのは、男性からその武器を取り上げることです。具体的には男性の雇用主からそのお金を直接控除してもらったり、男性の給与から天引きしてもらったり、または DV 被害者である女性に直接送金してもらったりしています。このようにして男性が養育費を武器にできないようにします。これも非常に重要な点です。以上です。

篠崎：　ありがとうございました。大変濃密な内容と議論をお聞きすることが出来ました。最後にシンポジュウムの簡単なまとめをさせていただきたいと思います。

いろんなことがどんどん並んできたのですが、順序とかを考えずにもう一度まとめさせていただきますと、一つは、DV の加害者の研究をしたところ、精神的に健康で、特別な人がやっているわけではないということは非常に重要なことだと思うのですが、家庭とか親しい間柄の中で DV が繰り返されているということに、私達は注意を喚起する必要があると思います。私達、普通の社会の問題なのです。

ただそういった家庭で DV にさらされる中、子ども達は確実に、さまざまな、とても深刻な被害を受けています。そして男の子と女の子とでは、共通の部分もあるでしょうが、異なった影響を受けて、男の子は加害者に再びなって循環していくという危険性が高い。この言葉はとても危険な表現で、DV のあるところに育てば、必ずバタラーになるのかというと、そういうことはないわけです。ないように努めなければならないし、早く発見しなければなりません。今日はあまり出ませんでしたが、私は子どもへの影響というものを考えると、“ 早い発見 ” というのはとても大事ではないかと思います。子どもと母親との関係において、自分を守ってくれない、そういう酷い状況に居るのに全く自立していかない親に対して、父親のもっともらしい正当化というものを聞き続けていると、

子どもたちは母親に対して異常に敵意を持ってしまいます。そういうことから回復していくためにも、被害女性をきちんとサポートしていく、そして子ども達もサポートしていくということが何よりも大切で、優先順位を高くして取り組まなければならない、ということだったと思います。

加害者プログラムというのはもちろん必要なのですが、充分注意をしてそのプログラムが免罪符のように使われたり、新たな暴力の場につながっていかないような配慮をしていかなければならないという問題も提起されたと思います。

それから DV とチャイルド・アビューズ（児童虐待）が、本当はクロス（交差）しているという認識が日本では非常に足りないのではないかという問題も、私達にとって大きな宿題だったような気がします。

このようなことを考えさせていただいたわけですが、では私達はこの会合が終わって、これからどういったことをしていかなければならないのかという問題ですが、DV の問題は、DV 被害者相談支援センターがあるから、それに任せておけば良いとか、ボランティアで非常に頑張っている民間のシェルターの人たちに頑張ってもらえば良い、という問題ではないのだということです。やはり学校教育の中で、何ができるのか、あるいは自分達の職場でも何かできるかもわからない。メディアにどのような反映の仕方をさせるか、研究者や専門家、この中にも日本では非常にジェンダー・バイアスがかかっていて、女性が入りにくいという問題も抱えているわけですが、そこを、ジェンダーを平等にしていきながら、同時にこういった問題をきちんと取り上げてもらうように、何らかの提案なりをしていく。そして非常に大きな力を持っている司法機関の研修制度というものにも関心を持って、どういうことが提言できるのかということを考えていく。

さらに最も力をもっているはずの施策決定の人々、自治体のレベルから国会までの立法者、そういうところにこの問題をどんどん訴えていき、本当に必要な手段、施策というものを作ってもらうように働きかける。今できた改正 DV

法は、一歩前進したけれども全然充分していないということが、バンクロフトさんとシルバーマンさんのお話で非常によくわかってきたので、さらに子どもをもっときちんと育てるためにも、私達自身が一層の努力をして、関わっていかなければならないのではないかと思います。

女性がそのようにして力をつけていって発言すると、男性のリアクションはどうなのかというご質問がありましたが、今まさにバンクロフトさんとシルバーマンさんがおっしゃったように、日本でも、男女共同参画社会基本法が国会で全員一致で通過した割には、間違った男女共同参画と正しい男女共同参画があるという言葉が、それに賛成したはずの議員からも大きなメッセージとして出てくるという大変おかしい話もあります。やはり私達が選挙等で議員を選ぶ場合は、そういうこともウォッチして、私達の意見や声がきちんと反映されるようなシステムに向かって作り上げていかなければというようなことを思いました。大変独断と偏見ですが、これでまとめにさせていただきたいと思います。

皆様、最後まで一人もお立ちにならずにありがとうございました。是非この日本語での本を、PTA、民生委員さん、人権擁護委員さん、地域の保育所、幼稚園、小学校とかいろいろありますので、そういう方たちと一緒に勉強していただくためにも、お買い求めいただければありがたいと思います。本当に最後までありがとうございました。もう一度、三人のパネリストの方に拍手をお願いします。ありがとうございました。JICA の研修員の皆さんも、積極的に議論に参加していただいて、ありがとうございました。

司会：　どうもありがとうございました。今一度、出演者の方に大きな拍手をお願いします。以上で、シンポジウム「DV にさらされる子どもたち」を終了します。

シンポジウム前の打合せ・意見交換の光景

パネリスト

フロアから質問する 11 カ国
13 名の JICA 研修員

熱心に質問する参加者

講演終了後も熱心に質問する
アフガニスタン女性課題省の
JICA 研修員

参加者一同